のびのびと子どもが育ち
心豊かな成長を喜びあえるまち
はんのう

第２次飯能市子ども・子育てワクワクプラン

令和２年３月

飯 能 市

「のびのびと子どもが育ち
　心豊かな成長を喜びあえるまち　はんのう」を目指して

飯能市は、急速な少子化の進行や子どもと子育て家庭を取り巻く環境が変化する中、次世代を担う子どもたちが健やかに成長し、子どもの成長を喜びと感じられる子育て環境を目指し、平成２７年３月に「飯能市子ども・子育てワクワクプラン」を策定しました。また、併せて《女性と子どもにやさしいまちづくり・少子化対策》を基本施策の一つに掲げた「飯能市地域創生プロブラム（まち・ひと・しごと創生総合戦略)」に基づき、「コウノトリ事業（不妊検査及び治療並びに不育症検査費用助成事業）の実施」、「０歳児おむつ無償化事業（赤ちゃんスマイル）の開始」、「子育て世代包括支援センターの設置」、「地域子育て支援拠点及びマイ保育所事業の充実」などの施策を積極的に展開してきました。その結果、転入及び転出による社会動態の増減は、平成２７年以降転入超過で推移しているところです。

このような中、これまでの少子化対策を継続しつつ、一人ひとりの子どもの心豊かな成長を地域全体で喜びあえるまちづくりを推進するため、このたび「第２次飯能市子ども・子育てワクワクプラン」を策定しました。本計画では、基本理念である「のびのびと子どもが育ち　心豊かな成長を喜びあえるまち　はんのう」の実現のため、市民、関係機関、関係団体及び事業者等と行政の連携を一層推進させ、協働により、すべての子どもの健やかな成長とその保護者が安心して子育てができるよう、子ども・子育て支援の更なる充実を図ってまいります。

また、本市は世界の恒久平和を願い、平成３１年３月１６日に平和都市宣言を制定しました。飯能の豊かな自然や文化、人々の優しさや思いやりの心を次世代に引き継ぎながら、誰もが笑顔にあふれ幸せに暮らせる社会の実現を目指してまいりますので、併せて皆様のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、アンケート調査、小中学生ヒアリング及び事業者等ヒアリングで貴重なご意見をいただきました市民、関係機関、関係団体及び事業者の皆様をはじめ、熱心なご審議をいただきました飯能市児童福祉審議会委員の皆様のご尽力に心より感謝を申し上げます。

令和２年３月

飯能市長　大久保　勝

- 目 次 -

第１章　計画策定にあたって 1
1　計画策定の背景と目的 2
2　計画の位置づけ 3
3　計画の期間 5
4　計画の対象 5
5　策定体制 6

第２章　飯能市の現状 7
1　人口及び就労等の状況 8
2　アンケート調査の結果 12
3　ヒアリング調査の結果 20
4　第１次計画の主な実績と今後の課題 22

第３章　計画の基本的な考え方 33
1　基本理念 34
2　基本的な視点 35
3　基本目標 36

第４章　子ども・子育て支援の施策 39
〔施策の一覧〕 40
基本目標１　主体性や自己肯定感を育む「子ども支援」 42
1-1　多様な体験機会や居場所の充実 42
1-2　多様な教育機会の充実 46
1-3　一人ひとりの子どもに応じた教育及び相談支援の充実 50
1-4　子どもの権利の尊重 52
基本目標２　みんなの笑顔を支える「子育て家庭支援」 56
2-1　飯能版ネウボラの構築と推進 56
2-2　保育の充実 62
2-3　配慮を要する子どもや支援が必要な家庭への支援 66
2-4　子育てと仕事の両立しやすい環境づくり 70
基本目標３　地域ぐるみで取り組む「子ども・子育て家庭支援」 72
3-1　地域との連携による子どもと家庭支援の推進 72
3-2　地域ぐるみによる児童虐待防止対策の推進 74
3-3　安心・安全なまちづくり 76

第５章　教育・保育と地域子ども・子育て支援事業における見込量及び確保方策 .79
1　圏域の設定 80
2　量の見込みにおける推計人口 80
3　教育・保育における量の見込みと確保の方策 81
4　地域子ども・子育て支援事業における量の見込みと確保の方策 85

第６章　計画推進のために 95
１　計画の進行管理 96
２　国や県及び関係機関等との連携 97

資 料 編 99
資料１　主な根拠法 100
１　子ども・子育て支援法（抄） 100
２　次世代育成支援対策推進法（抄） 105
資料２　策定体制 107
１　児童福祉審議会 107
２　飯能市子ども・子育て支援事業計画等策定庁内検討会議 110
３　飯能市子ども・子育て支援事業計画等策定庁内検討会議作業部会 112
資料３　諮問・答申 113
１　諮問 113
２　答申 113
資料４　策定経過 114

第１章　計画策定にあたって

1　計画策定の背景と目的

急速な少子化の進行や子どもと子育て家庭を取り巻く環境が変化する中、次世代育成支援を迅速かつ重点的に推進するため、平成 15 年 7 月に次世代育成支援対策推進法が制定されました。本市では、平成 17 年 3 月に「飯能市次世代育成支援行動計画（前期計画)」、平成 22 年 3 月に「飯能市次世代育成支援行動計画（後期計画)」を策定し、次代を担う子ども及び子育て家庭への支援を総合的に推進してきました。その後、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供や地域における子ども・子育て支援の充実を図るため、平成 24 年 8 月に「子ども・子育て関連３法※」が制定され、平成 27 年 4 月から「子ども・子育て支援新制度」がスタートしました。

本市は、平成 27 年 3 月に飯能市子ども・子育て支援事業計画（第１期）及び飯能市次世代育成支援行動計画（第３期）を「飯能市子ども・子育てワクワクプラン」（以下、「第 1 次計画」という。）として一体的に策定し、これまで推進してきた次世代育成支援行動計画の取組に加えて、幼児期の学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の需要に対する提供体制の確保方策等を定め、子ども・子育て支援施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

このような中、乳幼児の保護者の就業率は更に高まり、保育のニーズは増加傾向にあるとともに、保護者の就労状況や生活スタイルの変化に伴い、そのニーズは多様化しています。また、核家族化等の影響により、子育てについての不安や悩みを抱える保護者は増加しています。このことから、多様なニーズに対応する教育・保育の充実とともに、安心して子育てができるよう妊娠期から継続する子育て支援施策の推進が求められています。

本計画は、第 1 次計画の成果を踏まえ、新たな課題に対応しながら多くの市民、関係団体等の参画と相互の連携を一層推進するとともに、幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の需要に対する提供体制の確保方策等を定め、総合的かつ計画的に実施していくために策定するものです。

※　「子ども・子育て関連３法」とは、「子ども・子育て支援法」、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」及び「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」のこと。

2　計画の位置づけ

(1) 法的根拠

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条に基づく「子ども・子育て支援事業計画」と、次世代育成支援対策推進法に基づく「次世代育成支援行動計画」を一体的に策定した計画です。

また、母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく「ひとり親家庭自立促進計画」、子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく「子どもの貧困対策に関する計画」及び厚生労働省通知「健やか親子 21（第２次）」の趣旨を踏まえた「母子保健計画」を包含した計画となっています。

第２次飯能市子ども・子育てワクワクプラン

飯能市子ども・子育て支援事業計画（第２期）

「子ども・子育て支援法」に基づき、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の方策、実施時期を定める計画

飯能市次世代育成支援行動計画（第４期）

「次世代育成支援対策推進法」に基づき、次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るため、子どもと子育て家庭への支援施策を定める計画

※本計画には、次の内容も包含しています。

○飯能市ひとり親家庭自立促進計画
「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に基づき、母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上を図るための施策を定める計画

○飯能市子どもの貧困対策に関する計画
「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づき、子どもの貧困対策を総合的に推進するための取組を定める計画

○飯能市母子保健計画
母子の健康水準向上のための国民運動計画「健やか親子 21（第２次）」の趣旨を踏まえ、安心して子どもを産み、子どもがより健やかに育まれるための施策を定める計画

（2）関連計画との整合性

本計画は、「第５次飯能市総合振興計画」及び「飯能市地域創生プログラム」との調和を図り策定しています。

また、福祉分野における上位計画として位置づけられる「第３次はんのうふくしの森プラン」の分野別計画としての性格も有しており、「第４次障害者計画・第５期障害福祉計画・第１期障害児福祉計画」、「第２次飯能市健康のまちづくり計画」等の福祉関連計画のほか、「第５次飯能市男女共同参画プラン」、「第２期飯能市教育振興基本計画」等の関連する個別計画との調和と整合を図っています。

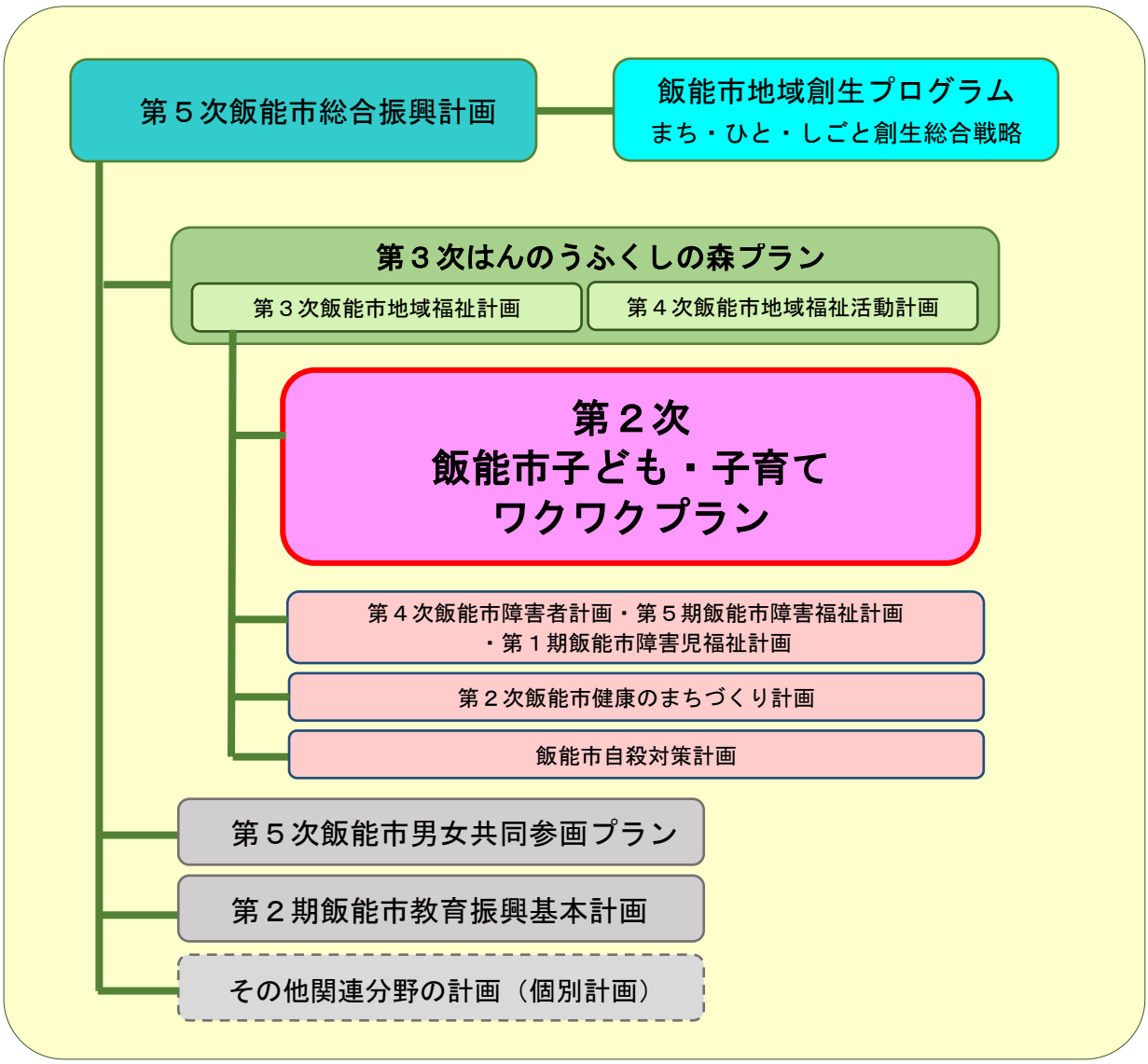

3　計画の期間

本計画の期間は、令和２年度から令和６年度までの５年間です。

図　関連計画等の計画期間

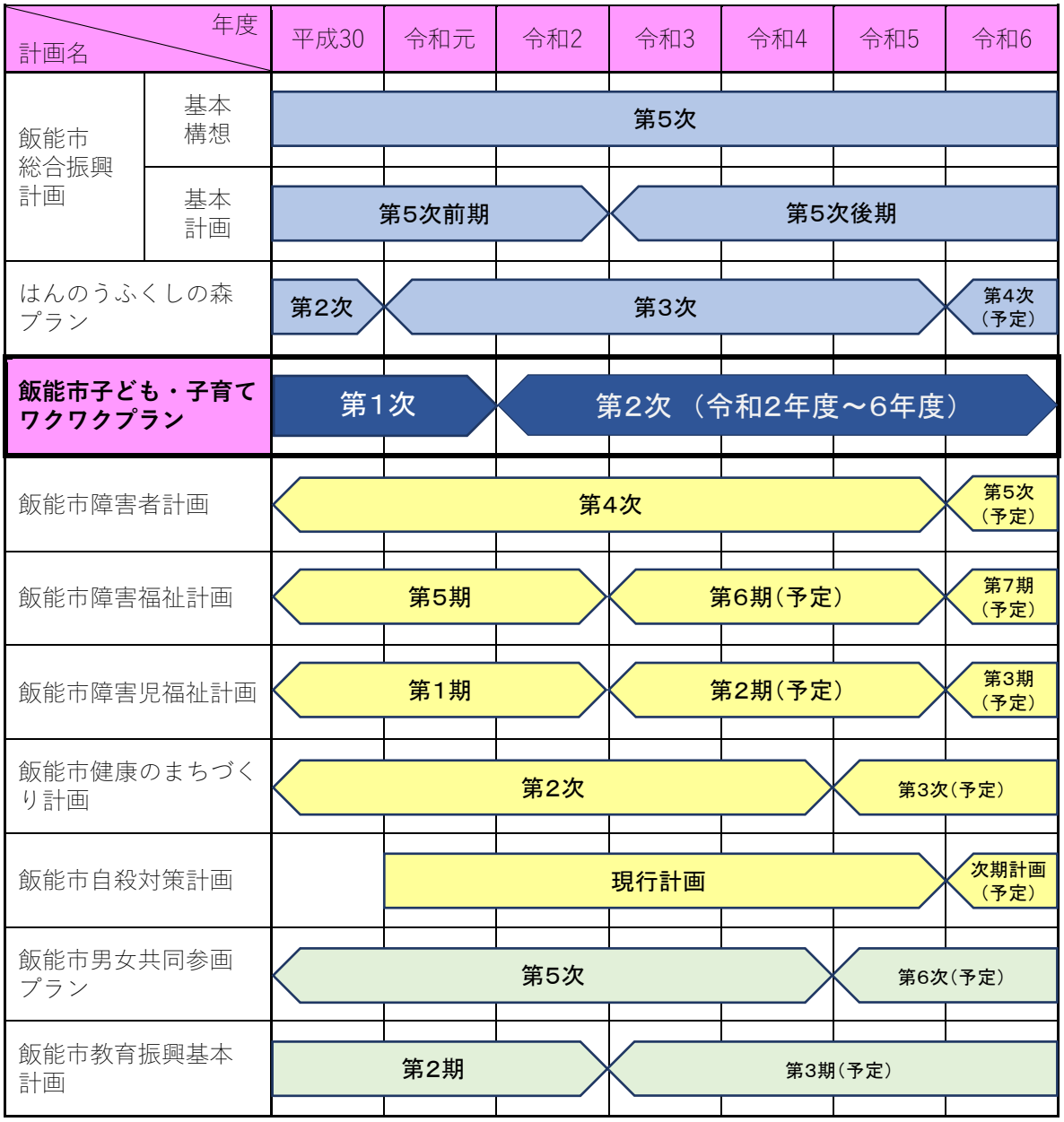

4　計画の対象

本計画は、おおむね 18 歳未満の子ども、妊産婦及び子育てをする家庭を主な対象とします。

5　策定体制

本計画を策定するため、次の会議を開催しました。

(1) 飯能市児童福祉審議会

児童福祉に係る学識経験者及び知識経験者で構成する飯能市児童福祉審議会を開催し、本計画に盛り込むべき内容について審議を行いました。

(2) 飯能市子ども・子育て支援事業計画等策定庁内検討会議

児童福祉に関わる部課長など 18 人の職員で構成する飯能市子ども・子育て支援事業計画等策定庁内検討会議で、計画の原案の策定を行いました。

また、同会議において設置された児童福祉に関わる担当リーダーなど 10 人の職員で構成する飯能市子ども・子育て支援事業計画等策定庁内検討会議作業部会で、計画の原案について内容の検討及び提案を行いました。

第２章　飯能市の現状

1　人口及び就労等の状況

（1）人口の推移

①総人口及び世帯数

総人口は緩やかに減少しながら推移し、世帯数は緩やかに増加しながら推移しています。その結果、世帯当たり人員も低下傾向となっています。

■総人口及び世帯数の推移

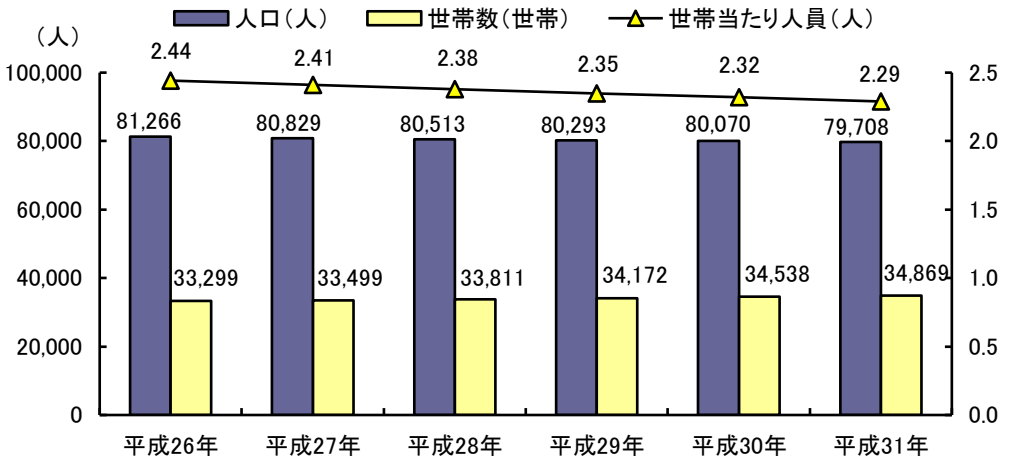

資料：埼玉県町（丁）字別人口（各年１月１日現在）

②年齢別人口

総人口の推移を年齢別にみると、65 歳以上人口は増加傾向にあるのに対し、0～14 歳及び 15～64 歳は減少傾向にあります。

■年齢別人口の推移

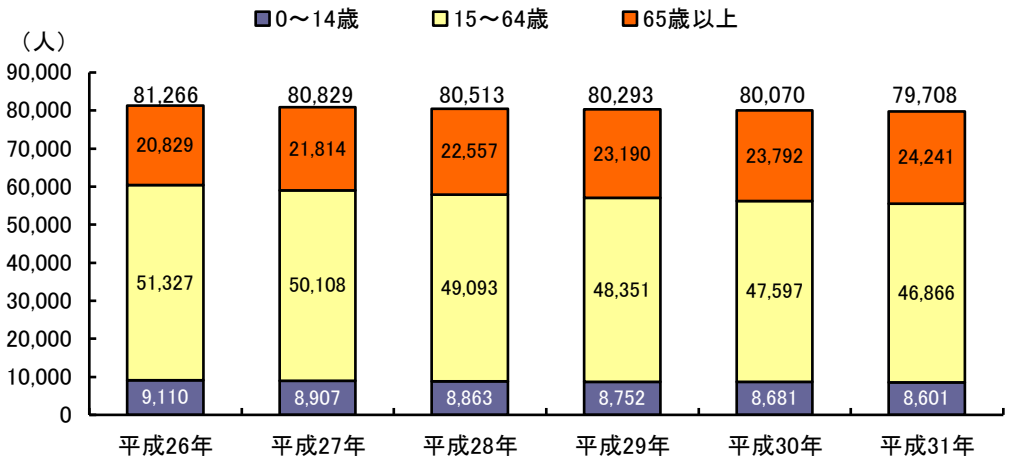

資料：埼玉県町（丁）字別人口（各年１月１日現在）

③自然動態

1）出生数及び死亡数

出生数は 450～500 人の間で増減しながら推移し、死亡数は緩やかな増加傾向にあります。その結果、増減（自然動態）は、各年マイナスで推移しています。

■出生数及び死亡数の推移

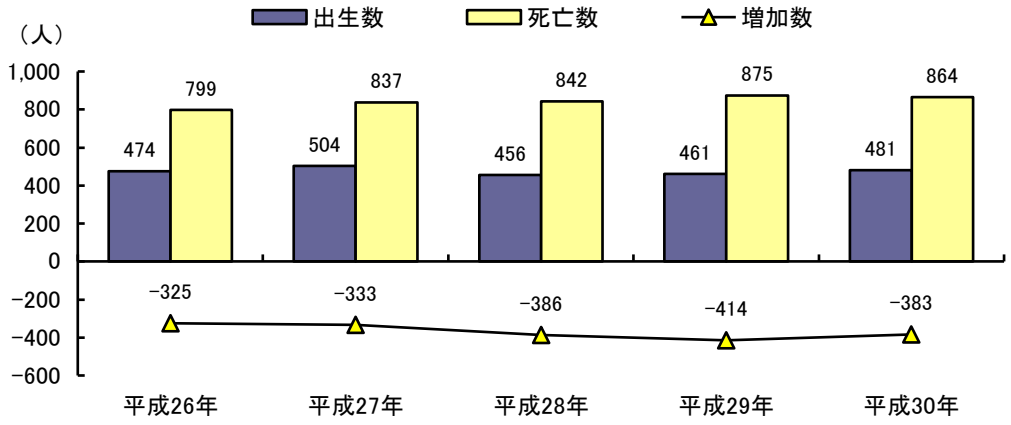

資料：統計はんのう

2）合計特殊出生率※

合計特殊出生率は、国及び埼玉県に比べて低い水準で推移しています。

■合計特殊出生率の推移

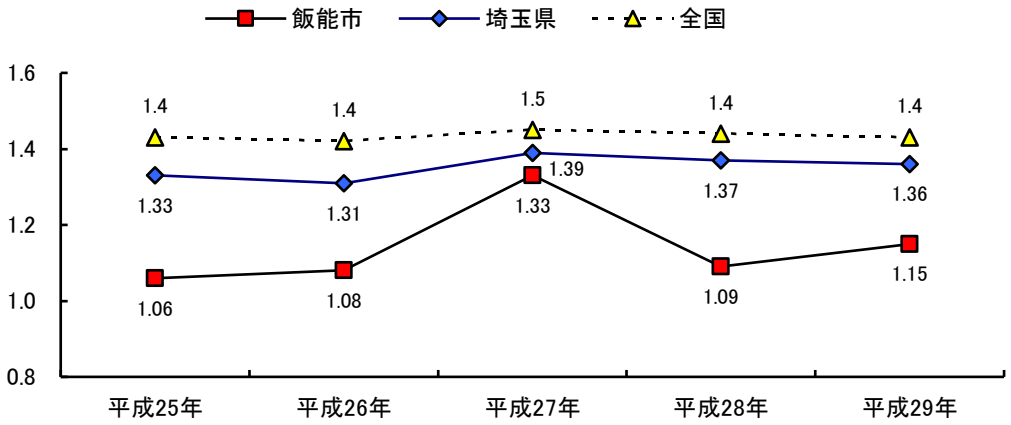

資料：埼玉県保健統計年報

※ 「合計特殊出生率」とは、女性の各年齢別出生率を合計した数値のことで、その年次の年齢別出生状態を１人の女性の生涯に当てはめ、一生の間に生む子どもの平均人数を理論的に表した率のこと。合計特殊出生率が 2.07 を割り込むと人口は減少します。

④社会動態

転入は 2,500～2,900 人の間で増減しながら推移し、転出は 2,400～2,800 人の間で増減しながら推移しています。転入及び転出による増減（社会動態）は、平成 27 年以降、転入超過で推移しています。

■転入及び転出の推移

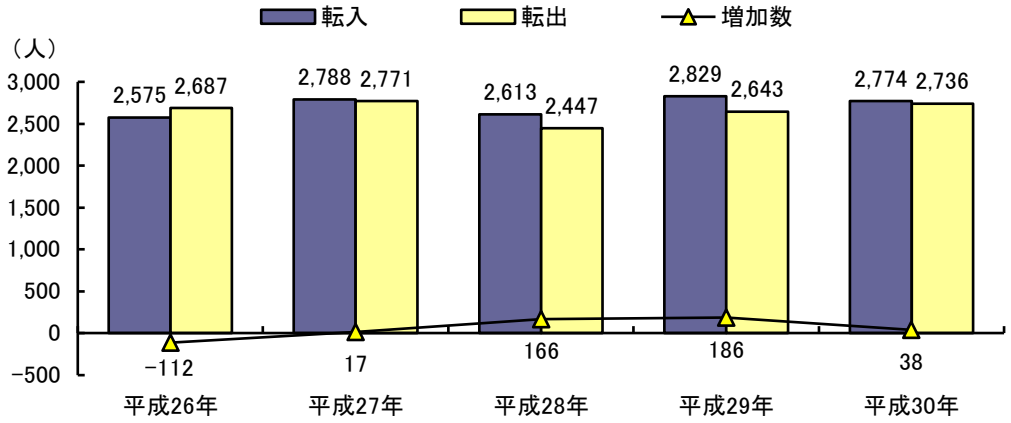

資料：統計はんのう

(2) 子どものいる世帯の状況

6 歳未満の児童のいる世帯数は減少傾向にあります。そのうちの核家族世帯数も減少していますが、6 歳未満の児童のいる世帯に占める割合は高まっており、核家族化が進行しています。

■6 歳未満の児童のいる世帯数の推移

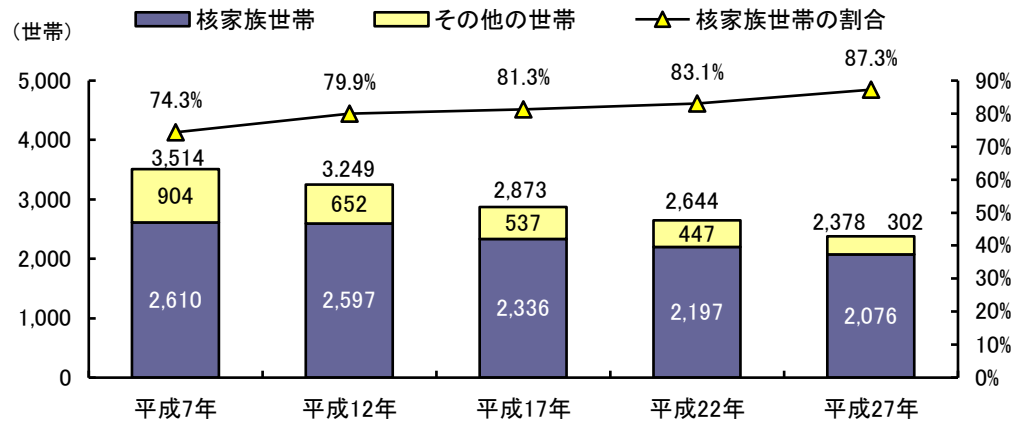

資料：国勢調査（各年 10 月 1 日現在）

(3) 女性の就労状況

女性の年齢別就業率は、出産・子育て期にあたる 30 歳代で低下する、いわゆる M 字曲線を描いています。これを平成 22 年と比較すると、各年齢層において就業率が増加しています。

■女性の年齢別就業率（平成 27 年 10 月 1 日現在）の推移

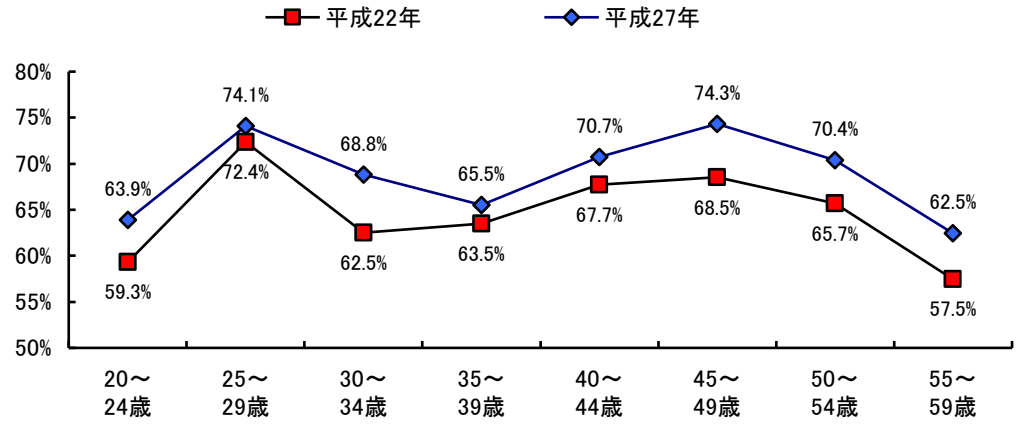

資料：国勢調査（各年 10 月 1 日現在）

(4) ひとり親家庭の状況

母子世帯数は増加傾向にあり、父子世帯数は横ばいで推移しています。

■母子世帯及び父子世帯数の推移

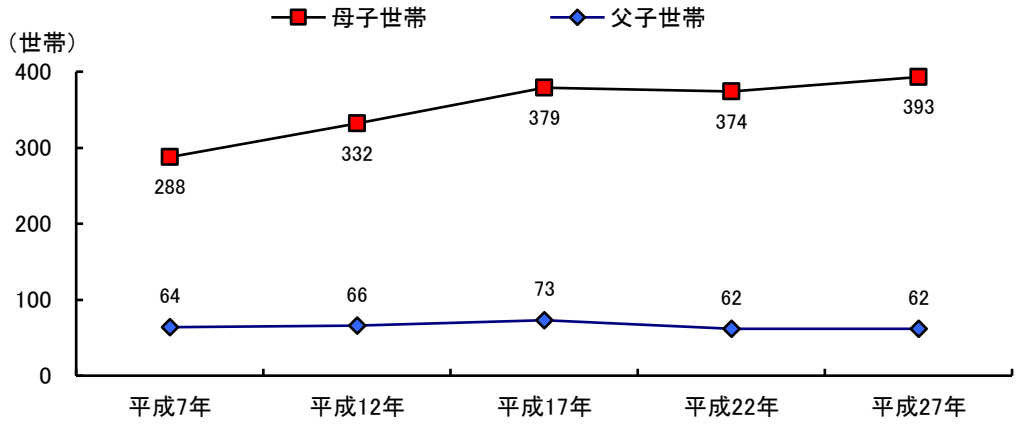

資料：国勢調査（各年 10 月 1 日現在）

2　アンケート調査の結果

（1）調査の概要

①調査地域、対象及び実施方法

1）調査地域：飯能市全域

2）調査対象及び実施方法

本調査においては、対象者別に次の４種類のアンケート調査を実施しました。

調査の種類	対象者	調査方法
（1）乳幼児保護者調査	市内在住の乳幼児（0～5 歳）のいる保護者	各幼稚園、保育所（園）及び地域子育て支援拠点において配布・回収 在宅保護者は無作為抽出による郵送配布・郵送回収
（2）小学生保護者調査	公立小学校の 1～4 年生及び 6 年生の保護者から抽出	公立小学校において配布・回収
（3）小学生の生活に関する調査	公立小学校の 5 年生から抽出	同上
（4）中学生の生活に関する調査	公立中学校の 2 年生から抽出	公立中学校において配布・回収

3）調査期間：平成 30 年 10 月 29 日～12 月 7 日

②回収状況

調査の種類	配布数（件）	回収数（件）	回収率
（1）乳幼児保護者調査	936	478	51.1%
（2）小学生保護者調査	508	408	80.3%
小　計	1,444	886	61.4%
（3）小学生の生活に関する調査	339	316	93.2%
（4）中学生の生活に関する調査	279	261	93.5%
小　計	618	577	93.4%

（2）乳幼児保護者調査の主な結果

①保護者の就労状況

母親の就労状況は、「正社員」と「パート・アルバイト」を合わせた”働いている“の割合が 69.1%で、前々回調査（平成 21 年）、前回調査（平成 25 年）に比べて増加しています。父親の就労状況は、「正社員」が最も多くなっています。

〔母親〕

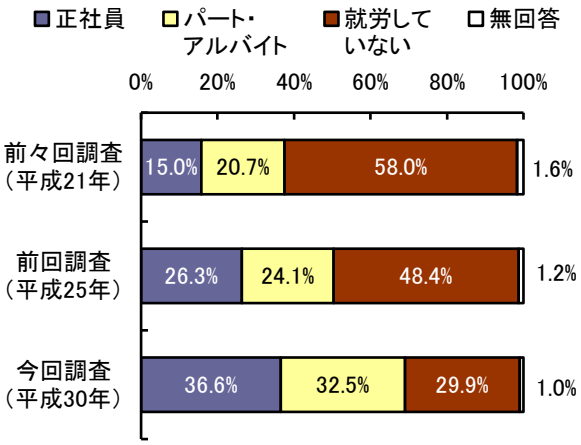

〔父親〕

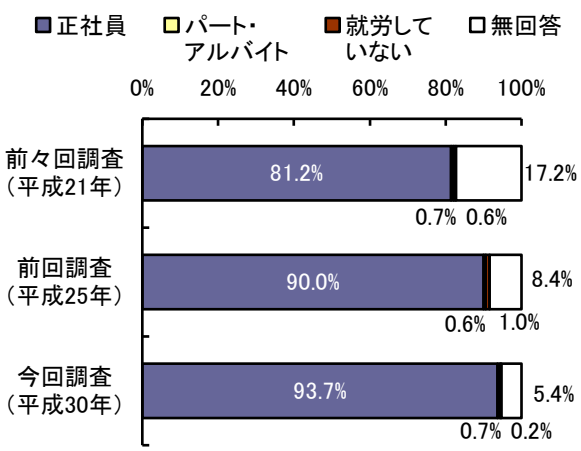

②子育てについて困ったことや悩んだこと

子育てについて困ったことや悩んだことについては、〔妊娠中から産後 1 か月まで〕は「子どもの健康や身体」が 45.8%で、前々回調査（平成 21 年）、前回調査（平成 25 年）に比べて増加しています。

また、〔現在〕では「子どもの健康や身体」のほかに「育て方・しつけ」や「仕事との両立」も前々回調査（平成 21 年）、前回調査（平成 25 年）に比べて増加しています。

〔妊娠中から産後 1 か月まで〕

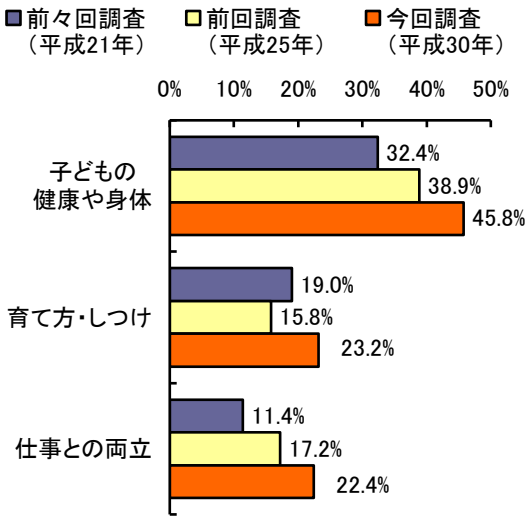

〔現在〕

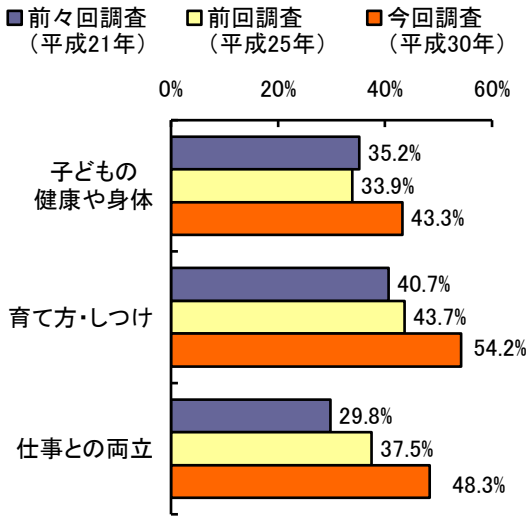

③保育事業の利用の有無

保育事業の利用の有無については、「利用している」の割合が 81.4%で、前々回調査（平成 21 年)、前回調査（平成 25 年）に比べて増加しています。

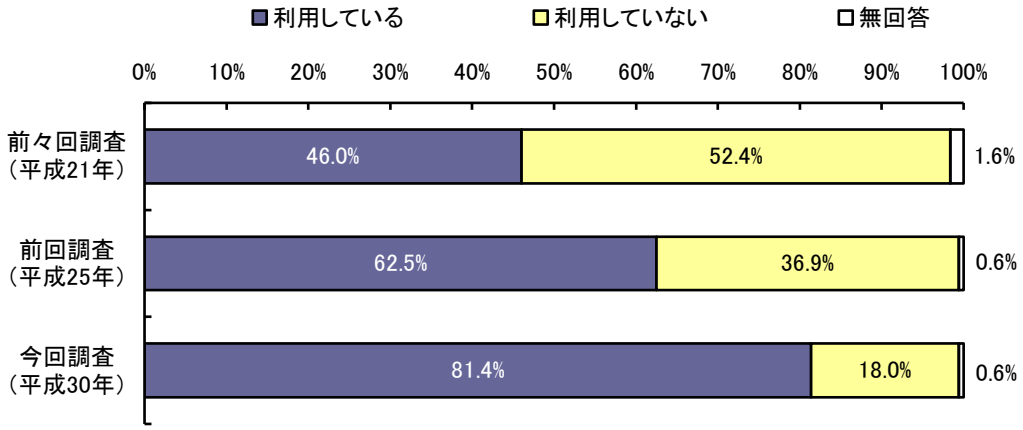

（3）小学生保護者調査の主な結果

①保護者の就労状況

母親の就労状況は、「正社員」と「パート・アルバイト」を合わせた”働いている“の割合が 76.9%で、前々回調査（平成 21 年）、前回調査（平成 25 年）に比べて増加しています。父親の就労状況は、「正社員」が最も多くなっています。

〔母親〕

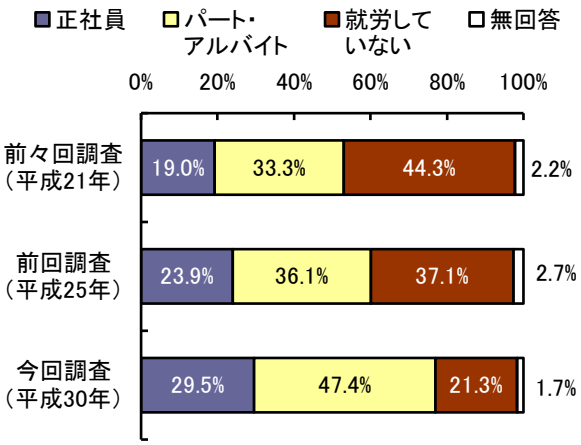

〔父親〕

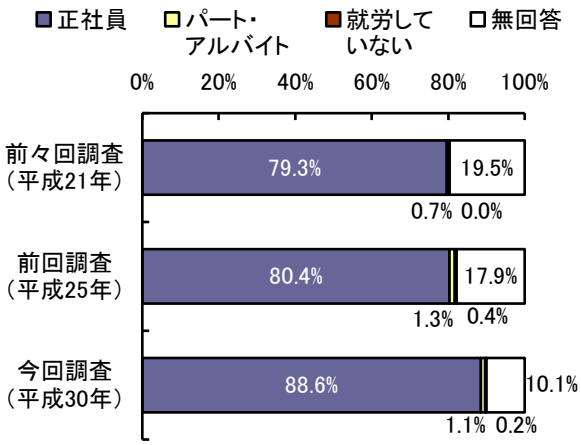

②子育てについて困ったことや悩んだこと

子育てについて困ったことや悩んだことについては「育て方・しつけ」が 41.9%、「子どもの教育」の割合が 41.2%で、前々回調査（平成 21 年）、前回調査（平成 25 年）に比べて顕著な違いはみられません。

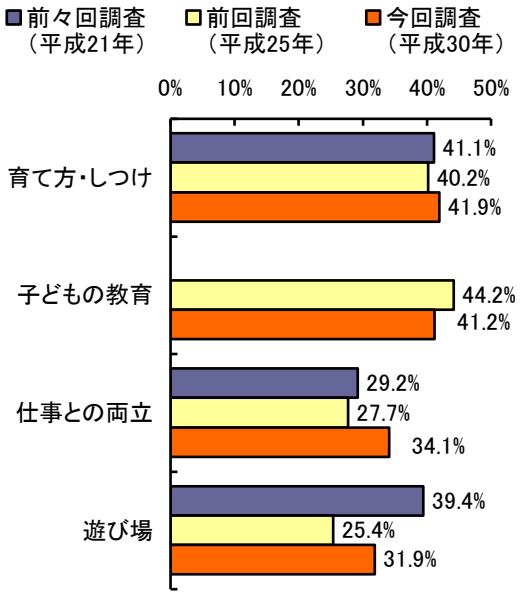

（4）小学生の生活に関する調査の主な結果

①学校は楽しいか

学校は楽しいかについては、「楽しい」が 86.7%で、前々回調査（平成 21 年)、前回調査（平成 25 年）に比べて顕著な違いはみられません。

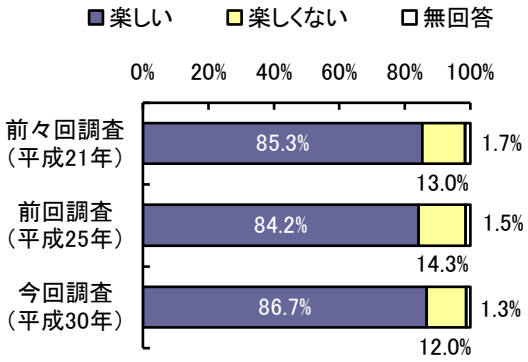

②学校が楽しくないときの相談相手

学校が楽しくないときの相談相手については、「母親」が 39.5%、「友だち」が 28.9%で、これらは前々回調査（平成 21 年)、前回調査（平成 25 年）に比べて増加しています。

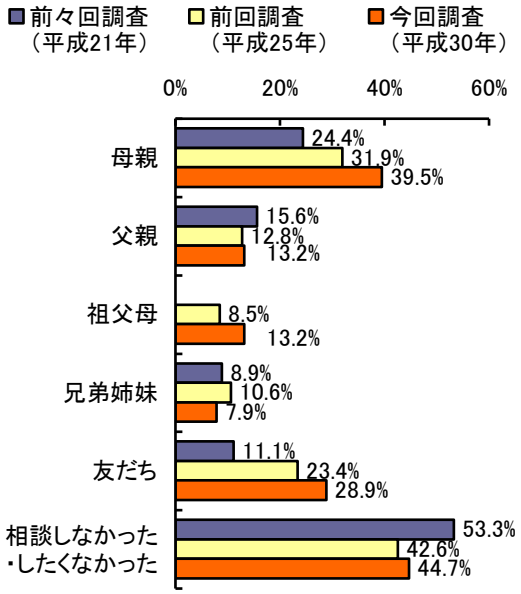

③困ったときに助けてくれる人

困ったときに助けてくれる人については、「クラスの友だち」が 78.5%、「母親」が 73.7%となっています。

このうち「クラスの友だち」「小学校の先生」「母親」「父親」及び「祖父母」は前々回調査（平成 21 年）、前回調査（平成 25 年）に比べて増加しています。

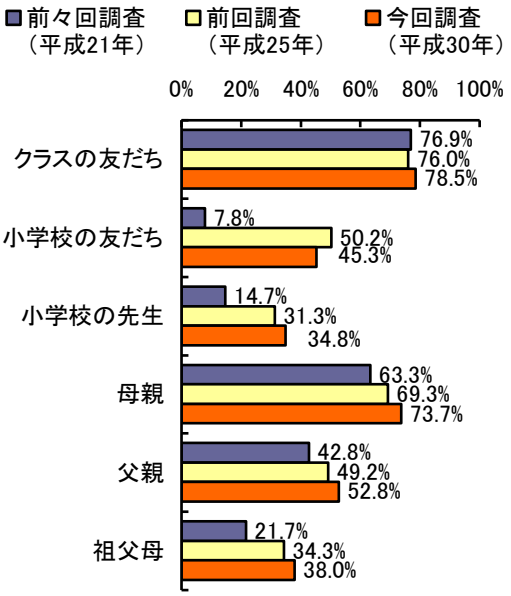

④自己肯定感

自己肯定感については、「社会に役立つことをしたい」が 81.3%で最も多く、次いで「自分のことが好きだ」が 38.0%で続いています。

これらは前回調査（平成 25 年）に比べて増加しており、特に「社会に役立つことをしたい」の割合は前回調査に比べて 11 ポイントの増加となっています。

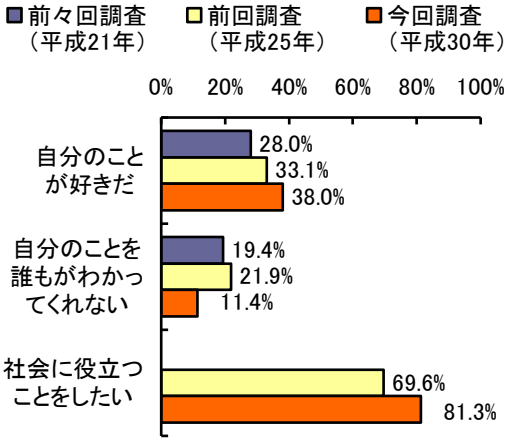

⑤大人に心がけてほしいこと

大人に心がけてほしいことについては、「話をもっと真剣に聞いてほしい」が 38.3%、「友だちや兄弟と比べないでほしい」が 39.6%、「決まりや約束ごとを一方的に押しつけないでほしい」が 32.3%、「約束を守ってほしい」が 21.8%となっています。

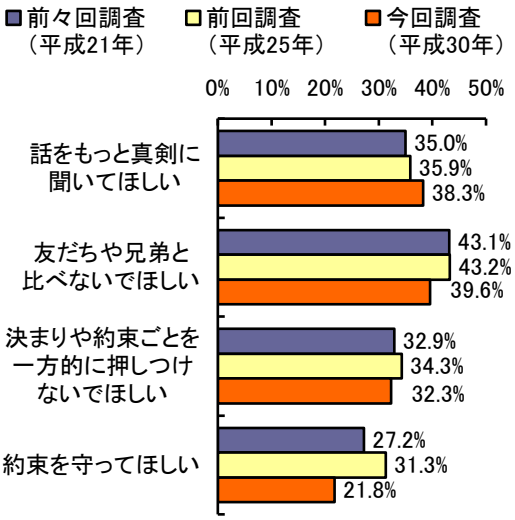

(5) 中学生の生活に関する調査の主な結果

①学校は楽しいか

学校は楽しいかについては、「楽しい」が 87.3%で、前々回調査（平成 21 年)、前回調査（平成 25 年）に比べて顕著な違いはみられません。

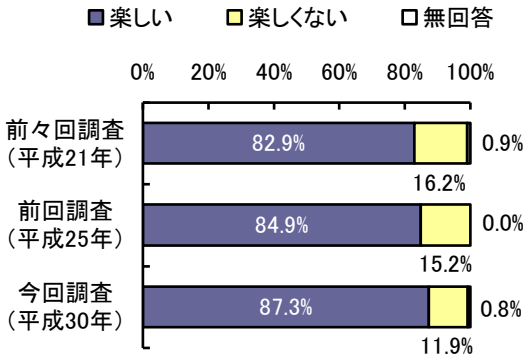

②学校が楽しくないときの相談相手

学校が楽しくないときの相談相手については、「母親」及び「友だち」が共に 29.0%で、これらは前々回調査（平成 21 年)、前回調査（平成 25 年）に比べて増加しています。

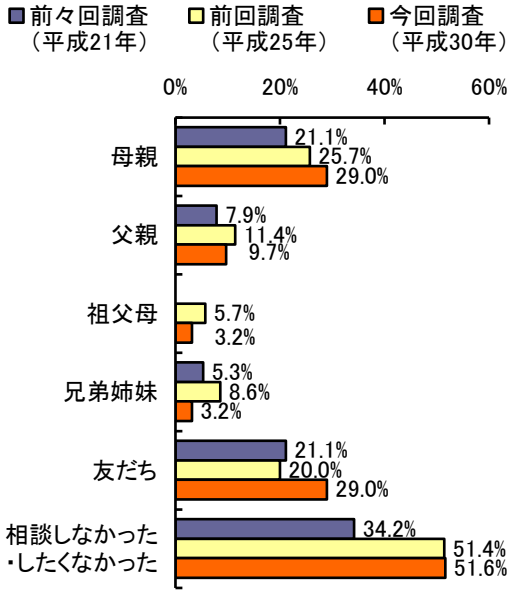

③困ったときに助けてくれる人

困ったときに助けてくれる人については、「クラスの友だち」が 78.1%、「母親」が 75.8%となっています。

なお、「小学校のときの友だち」「中学校の友だち」「母親」「父親」「祖父母」「学校の先生」は、前々回調査（平成 21 年）、前回調査（平成 25 年）に比べて増加しています。

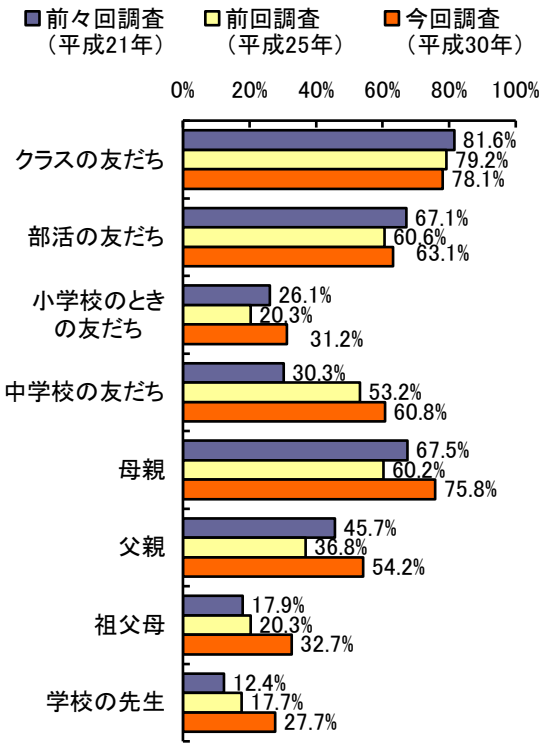

④自己肯定感

自己肯定感については、「社会に役立つことをしたい」が 80.8%で最も多く、次いで「自分のことが好きだ」が 43.4%で続いています。

「自分のことが好きだ」の割合は、前々回調査（平成 21 年）、前回調査（平成 25 年）に比べて増加しています。

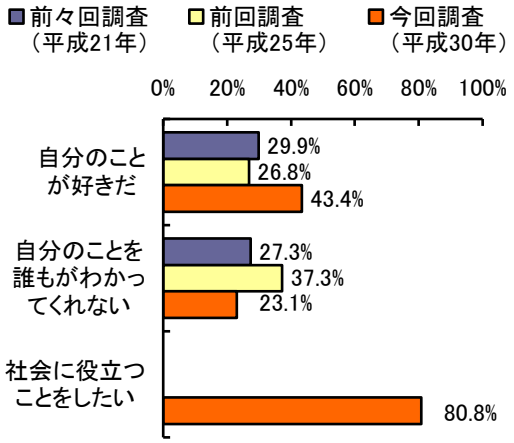

⑤大人に心がけてほしいこと

大人に心がけてほしいことについては、「話をもっと真剣に聞いてほしい」が 25.4%、「友だちや兄弟と比べないでほしい」が 42.3%、「決まりや約束ごとを一方的に押しつけないでほしい」が 41.5%、「約束を守ってほしい」が 19.2%となっています。

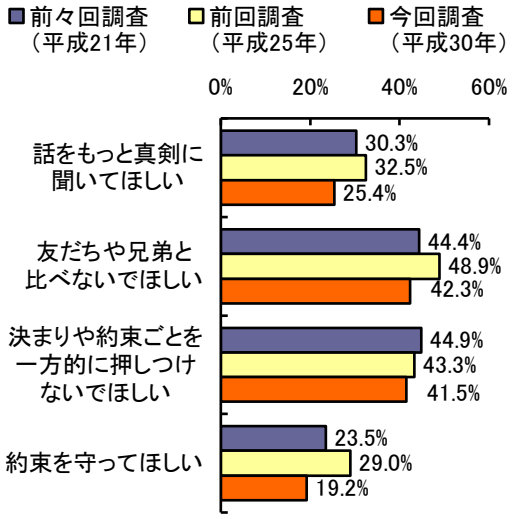

3　ヒアリング調査の結果

(1) 小中学生ヒアリング

平成 30 年度に実施した「小学生の生活に関する調査」及び「中学生の生活に関する調査」の調査結果からは十分に把握することができない、子どもの家庭と学校を中心とした日常生活や困っていることなどの実態を把握することを目的として実施しました。

①ヒアリング実施校、学年、参加者数及び実施時期

実施校	学年	参加者数	実施時期
公立小学校３校	小学 4～6 年生	52 人	令和元年 7 月～8 月
公立中学校２校	中学 2 年生	22 人	

②ヒアリングにおける主な意見

〔小学生〕
・放課後は、自宅や児童クラブ、又は習い事や塾が多い。
・休日は、市外での習い事や友だちと電車で遊びに出掛けている。
・放課後にもう少し学校に残って宿題をしたり、友だちと話をした後に帰れるようにしてほしい。
・川は危ないと大人に言われていて、遊べない。スポーツができる広場や体を動かす場所がほしい。

〔中学生〕
・放課後や休日は部活動が多く、自由な時間は少ない。
・小学校からの友だちが多く、困ったことがあったら助けてあげたい。
・図書館は高校生や大学生、各地区行政センターは高齢者が多く、あまり利用していない。テスト前などに学校を開放して勉強できるスペースを作ってもらいたい。
・学校の体育館を中高生に時間を決めて開放して、気軽にスポーツができるようにしてほしい。

(2) 事業者等ヒアリング

平成 30 年度に実施した「乳幼児保護者調査」及び「小学生保護者調査」の調査結果を踏まえ、事業者や子育て支援者等にアンケート調査からは十分に把握することができない教育、保育の利用状況や困っていることなどの実態を把握することを目的として実施しました。

①ヒアリング対象及び開催時期

ヒアリング対象	対象数	開催時期
私立幼稚園、私立保育園、認定こども園	11	令和元年７月、９月
公立保育所、公立幼稚園	10	
地域子育て支援拠点	6	
児童センター、美杉台児童館	2	
子みゅにてぃ編集委員会	1	

②ヒアリングにおける主な意見

・子どもの健康面やしつけに関する保護者からの相談が多い。
・見守りが必要な児童が増えており、今後は更に相談支援に力を入れていきたい。
・保育所の送迎や事業への参加など、子育てに参加する父親が増えている。
・インターネットから情報を得て、子育てをしている保護者が増えている。
・一時預かり事業のうち、リフレッシュによる利用回数の増加を希望している保護者が多い。
・子育てに関する情報の発信は、写真を多くして分かりやすくしてほしい。

4　第１次計画の主な実績と今後の課題

（1）第１次計画の主な実績

第１次計画では、3 つの基本目標に基づいて幼児期の学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の需要に対する提供体制の確保方策等を定め、子ども・子育て支援施策を総合的かつ計画的に推進しました。

第１次計画の基本目標

基本目標１：新しく生まれる子どもを歓迎し、子育てを支える
基本目標２：子どもの自律・自立する力を育てる
基本目標３：子育てと子どもを地域全体で応援する

①具体的な施策に係る主な成果

1）子育て世代包括支援センターの設置

平成 29 年度に「子育て世代包括支援センター」を設置し、担当の保健師、助産師が妊娠届出時にすべての妊婦と面接の上、母子健康手帳を交付することで、一人ひとりに寄り添った継続的な支援の強化を図りました。

2）公立保育所におけるマイ保育所事業※及びほんわかさんぽ※の開始

公立保育所では、それぞれの地域における子育て支援の充実を図るため、平成 27 年度から「マイ保育所事業」を開始するとともに、地域の方たちとの交流を目的とした「ほんわかさんぽ」を平成 29 年度に開始しました。

3）地域子育て支援拠点における各種事業の充実

市内 6 か所の地域子育て支援拠点では、就学前に在宅で子育てをしている保護者と乳幼児を対象に交流、相談や子育て教室などを実施しています。子どもの数が減少する中にあって利用者数は年々増加し、気軽に利用できる居場所として充実が図られました。

4）コウノトリ事業（不妊検査及び治療並びに不育症検査費助成事業）の実施

少子化対策の推進を図ることを目的として、平成 27 年度に不妊治療費助成事業、平成 29 年度に不妊検査費助成事業、令和元年度に不育症検査費助成事業をそれぞれ開始し、不妊や不育に悩む夫婦に対する経済的負担の軽減を図りました。

※ 「マイ保育所事業」とは、保育所が地域に根付いた子育て支援拠点としての役割を担うため、園庭開放などにより、在宅で子育てを行う保護者が気軽に保育所を利用できる事業のこと。
※ 「ほんわかさんぽ」とは、地域との絆を深め、見守りの目を増やしていくことによって保育の質の向上を図るため、地域の方たちと保育所の児童が一緒に散歩をする事業のこと。

5）子ども医療費の支給対象年齢の拡大

子どもが必要とする医療を容易に受けられるようにするため、平成 27 年度に子ども医療費の支給対象を 15 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までに拡大しました。

6）０歳児おむつ無償化事業（赤ちゃんスマイル）の開始

赤ちゃんの健やかな成長を願うとともに、市が一体となって子育てを応援するため、平成 29 年度に 0 歳児おむつ無償化事業を開始しました。

7）放課後子ども教室の設置

小学生が放課後に多様な学習や体験活動ができるよう、令和元年度に奥武蔵小学校において放課後子ども教室を設置しました。

8）放課後児童クラブの拡充及び整備

放課後における小学生の安全安心の居場所の提供と発達段階に応じた主体的な遊びや生活ができるよう、放課後児童クラブにおいて既存施設の拡充と新たなクラブの整備を行いました。

年度	小学校区	拡充・整備した放課後児童クラブの名称
平成 29 年度	富士見小学校	さゆり学童クラブ
令和元年度	双柳小学校	双柳きのこクラブ
	富士見小学校	STEP（ｽﾃｯﾌﾟ）児童クラブ
	美杉台小学校	美杉台児童クラブ室（拡充）
	飯能第一小学校	飯一小にじいろクラブ
	奥武蔵小学校	児童クラブひまわり（３校統合による整備）

9）多様な主体による新制度への移行や新規参入等の促進

保育需要の増加に対応するため、幼稚園の認定こども園への移行（2 園）や、株式会社による認可保育所（2 か所）、学校法人による小規模保育事業（1 か所）の開設など多様な主体による新制度への移行や新規参入等を促進しました。

②教育・保育の見込み量に対する実績値

1）幼稚園、認定こども園における教育標準時間利用

児童数の減少に伴い、利用者数はわずかずつ減少する傾向にありましたが、令和元年度は増加に転じました。

■３～５歳児（１号認定）　単位：人（実人数）、各年４月１日現在

区　分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
量の見込み		1,004	942	897	874	888
実績値	施設定員	1,485	1,435	1,435	1,375	1,375
	入園児童数	1,004	942	897	853	879

（保育課、学校教育課）

2）保育所（園）、認定こども園保育時間利用、地域型保育事業等

入所児童数は０歳児、１・２歳児及び３～５歳児ともに増加傾向にあります。

１・２歳児については、入所児童数が施設定員を上回って推移しており、施設の有効利用や定員の弾力化により対応を進めました。

■0歳児及び１・２歳児（３号認定）　単位：人（実人数）、各年４月１日現在

区　分		平成27年度			平成28年度			平成29年度			平成30年度			令和元年度		
		0歳	1・2歳	計	0歳	1・2歳	計	0歳	1・2歳	計	0歳	1・2歳	計	0歳	1・2歳	計
量の見込み		55	387	442	70	408	478	65	436	501	66	445	511	66	437	503
実績値	施設定員	73	321	394	73	321	394	74	334	408	83	370	453	83	370	453
	入所児童数	50	369	419	57	367	424	55	385	440	63	422	485	68	444	512

（保育課）

■３～５歳児（２号認定）　単位：人（実人数）、各年４月１日現在

区　分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
量の見込み		679	684	673	683	705
実績値	施設定員	726	726	741	801	801
	入所児童数	673	676	669	705	728

（保育課）

③地域子ども・子育て支援事業に係る進捗状況

1）利用者支援事業

平成 27 年度に子育て総合センターに基本型を 1 か所、平成 29 年度に保健センターに母子保健型を 1 か所設置しました。

単位：か所

区　分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度
量の見込み	1	1	1	1	1
実績値	1	1	2	2	2

（子育て支援課、健康づくり支援課）

2）延長保育事業

公立保育所 3 か所と私立保育園 5 園で実施しています。フルタイムで就労する保護者の増加等によって、利用者数は増加しました。

単位：人（年間に利用した実人数）

区　分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度
量の見込み	212	202	205	215	230
実績値	212	202	184	329	－

※平成 30 年度に算定方法を変更　　（保育課）

3）放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

就労する保護者の増加等により、利用者数は年々増加傾向にあるため、児童クラブを増設しました。

単位：人（実人数）、各年 4 月 1 日現在

区　分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度
量の見込み		591	655	751	826	849
実績値	利用者数	591	655	751	793	844
	施設定員	825	825	845	855	876

（保育課）

4）子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により、家庭において一時的に児童を養育することが困難となった場合に、児童養護施設等で短期間、必要な保護を行いました。

単位：人日（年間延べ利用者数）

区　分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度
量の見込み	10	10	10	9	9
実績値	28	20	22	10	－

（子育て支援課）

5）乳児家庭全戸訪問事業

生後４か月までの乳児がいるすべての家庭に対して、保健師又は助産師が家庭訪問を行いました。

単位：人（年間に訪問した実人数）

区　分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
量の見込み	422	413	418	401	388
実績値	525	470	468	479	－

（健康づくり支援課）

6）養育支援訪問事業その他要保護児童等に対する支援に資する事業

ア　養育支援訪問事業

平成29年度から実施している事業であり、訪問による養育支援を特に必要とする家庭への実施について検討を重ね、訪問支援を行いました。

単位：人（年間に支援した実人数）

区　分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
量の見込み	－	－	－	－	－
実績値	－	－	1	0	－

（子育て支援課）

イ　その他要保護児童等に対する支援に資する事業

支援を必要とする子どもや家庭に寄り添うため、子育て世代包括支援センターや地域子育て支援拠点、幼稚園、保育所（園）、学校等の見守りの充実を図りました。個別支援にあたり、リスクの高い事案の判断を適切に行うことにより、要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の取扱い児童数は減少しました。

単位：人（実人数）、各年４月１日現在

区　分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
量の見込み	－	－	－	－	－
実績値	213	226	189	114	105

（子育て支援課）

7）地域子育て支援拠点事業

市内６か所の地域子育て支援拠点において、就学前に在宅で子育てをしている保護者と乳幼児を対象に交流、相談や子育て教室などを実施し、利用者数は年々増加しました。

単位：人回（年間延べ利用者数）

区　分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
量の見込み	30,556	29,377	28,112	27,237	26,761
実績値	37,440	39,010	34,773	40,779	－
実績値（か所）	6	6	6	6	6

（子育て支援課）

8）一時預かり事業

ア　認定こども園（1号認定）における預かり（在園児の預かり保育）

平成30年度に認定こども園（1園）において事業が開始されました。

単位：人日（年間延べ利用者数）

区　分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
量の見込み	－	－	－	1,200	4,800
実績値	－	－	－	6,902	－

（保育課）

イ　その他の事業における預かり（保育所（園）、ファミリー・サポート・センター／未就学児）

公立保育所１か所、私立保育園３園のほか、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）で実施し、保護者の就労状況や生活スタイルの変化等により、利用者数は増加しました。

単位：人日（年間延べ利用者数）

区　分			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
量の見込み			3,728	4,783	5,000	5,500	6,000
実績値	確保量		44人/日	44人/日	52人/日	52人/日	52人/日
	利用者数		3,728	4,783	5,642	6,102	－
		保育所（園）	3,475	4,431	5,250	5,707	－
		ファミリー・サポート・センター	253	352	392	395	－

※確保量は公立保育所１か所、私立保育園３園の定員　　（保育課、子育て支援課）

9）病児・病後児保育事業

私立保育園（1 園）で「病後児保育」を行いました。

単位：人日（年間延べ利用者数）

区　分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
量の見込み		15	15	15	14	14
実績値	確保量	4人/日	4人/日	4人/日	4人/日	4人/日
	利用者数	2	0	0	0	－

（保育課）

10）子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター／就学児童）

小学校や塾、習い事等の送迎が多く、利用実績はおおむね横ばいでした。

単位：人日（年間延べ利用者数）

区　分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
量の見込み	1,334	1,306	1,321	1,266	1,226
実績値	1,334	1,767	1,078	1,158	-

（子育て支援課）

11）妊婦健康診査事業

妊婦と胎児の健康の保持増進のため、妊婦健康診査に係る費用の一部を助成し、経済的負担の軽減を図りました。

単位：人（年間に受診した実人数）

区　分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
量の見込み	464	454	460	441	427
実績値	535	490	470	450	－

（健康づくり支援課）

12）実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、未就学児の教育・保育に必要な物品の購入や行事への参加に要する費用等の助成を行いました。

単位：人（年間に補助した子どもの実人数）

区　分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
量の見込み	6	16	17	20	20
実績値	6	16	17	17	－

（保育課）

13）多様な主体が新制度に参入することを促進するための事業

保育需要の増加に対応するため、幼稚園の認定こども園への移行（2 園）や、株式会社による認可保育所（2 か所）、学校法人による小規模保育事業（1 か所）の開設など多様な主体による新制度への移行や新規参入等を促進しました。

（保育課）

（2）今後の課題

①子どもが安心して過ごすことができる居場所づくり

子どもは、年齢に応じた遊びや多様な体験を通して主体性や社会性を培い、豊かな心を育みながら成長していくことが大切です。

今後は、乳幼児とその保護者が安心して憩える居場所の充実、学齢期において児童生徒が日々の学習や相互の交流が深められる居場所の確保及び地域の資源を生かした文化芸術活動やスポーツ活動等の多様な体験活動など、子どもが安心して過ごすことができる居場所づくりが求められています。

②妊娠期から継続的に支援する仕組みづくり

平成 29 年度に設置した子育て世代包括支援センターでは、妊娠届出時にすべての妊婦と面接し母子健康手帳を交付することで一人ひとりに寄り添った継続的な支援を行っています。また、平成 25 年度に設置した子育て総合センターでは、子育て期における様々な相談や保護者への情報提供を行っています。さらに、市内 6 か所の地域子育て支援拠点や公立保育所におけるマイ保育所事業では、それぞれの地域において親子の交流の場の提供と子育て支援を進めています。

今後は、これまで取り組んできた様々な事業をつなげ、妊娠期から継続的に支援する仕組みとして構築し、それぞれの連携を強化していくことが求められています。

③多様な保育と放課後児童クラブの充実

乳幼児及び小学生の保護者の就業率は、依然増加を続けています。そうした状況を反映して保育及び放課後児童クラブの需要は増加傾向にあるとともに、保護者の就労状況や生活スタイルの変化に伴い、保育需要の多様化もみられます。

今後は、このような需要に対応する多様な保育と放課後児童クラブの更なる充実が求められています。

④児童虐待の発生予防と早期発見、早期対応

児童虐待については、全国の児童相談所における児童虐待相談対応件数が年々増加の一途をたどっており、重篤な事件も後を絶たないなど深刻な社会問題となっています。国では、平成 30 年 12 月に「児童虐待防止対策体制総合強化プラン（新プラン）」を策定し、子どもの安全を最優先として、児童相談所や市町村における相談支援体制及び専門性の強化を進めています。

今後は、市における子ども家庭支援業務の体制を強化するとともに、地域の見守りや関係機関、関係団体、学校及び企業等の連携による児童虐待防止対策の推進が求められています。

第３章　計画の基本的な考え方

1　基本理念

のびのびと子どもが育ち　心豊かな成長を喜びあえるまち　はんのう

児童福祉法第１条は、「全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。」と規定されています。

また、第５次飯能市総合振興計画基本構想には、まちづくりの基本目標２に「子どもの夢・未来をつなぎ市民の豊かな生涯を支援するまち」を位置づけ、次代の社会を担う子どもたちが未来に向かって夢と希望を持って健やかに成長することを地域全体で応援するまちを目指すことがうたわれています。

飯能市の豊かな自然に恵まれた環境のなかで、一人ひとりの子どもたちが発達段階に応じた多様な体験や遊びの機会を通じて、自らを大切にしつつ他者を思いやる心など互いを認め合う豊かな人間性の育成とたくましく生きるための健やかな成長によって、次代を担う自立した若者に育っていくことを目指します。

保護者にとっては、地域で安心して子育てができる環境を整え、子どもの成長を喜びとして感じられるよう妊娠期から継続した支援を充実させていきます。また、市民や関係する様々な機関、団体等と行政の協働により、第１次計画を継承し子どもとその保護者を支える安全に子育てできる環境づくりを目指します。

本計画の基本理念を「のびのびと子どもが育ち　心豊かな成長を喜びあえるまち　はんのう」と掲げ、一人ひとりの子どもの心豊かな成長を地域全体で喜びあえるまちづくりを推進していきます。

2　基本的な視点

本計画に基づく基本目標及び子ども・子育て支援の施策の推進にあたり、国の指針にのっとり、次のとおり基本的な視点を定めます。

(1) 子どもの視点

すべての子どもが心身ともに健やかに成長することができるよう、多様な居場所の充実や一人ひとりの子どもに応じた相談支援など、子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重される取組を進めます。

(2) 次代の親の育成という視点

子どもたちの発達段階に応じて、育児体験学習や保育所、児童館等でのボランティア活動、宿題サポート事業など、乳幼児や小学生との触れ合いを通じて、長期的な視野に立ち、次代の親を育成する視点も含めながら子どもの健全育成を進めます。

(3) 妊娠期から継続した支援の視点

誰もが安心して子どもを産み子育てができるよう、妊娠期から継続する安定した支援とともに、養護を必要とする子どもと家庭への支援の取組を進めます。

また、子どもや子育てに関する情報をどこでも入手できるよう、分かりやすい情報発信の取組を進めます。

(4) 社会全体による支援の視点

子育てについての第一義的責任を有する保護者をはじめ、多様な担い手と行政との協働による安心・安全なまちづくりや、市民、関係機関及び関係団体等の連携による児童虐待防止の取組を進めます。

(5) 地域特性に配慮した支援の視点

それぞれの地域の中で充実した子育てができるよう、公立保育所の「マイ保育所」事業や地域子育て支援拠点における事業の充実により、地域特性に配慮した取組を進めます。

3　基本目標

本計画の基本理念である「のびのびと子どもが育ち　心豊かな成長を喜びあえるまち　はんのう」を実現するため、基本的な視点をもとに施策を総合的に推進するため、次の３つの基本目標を掲げます。

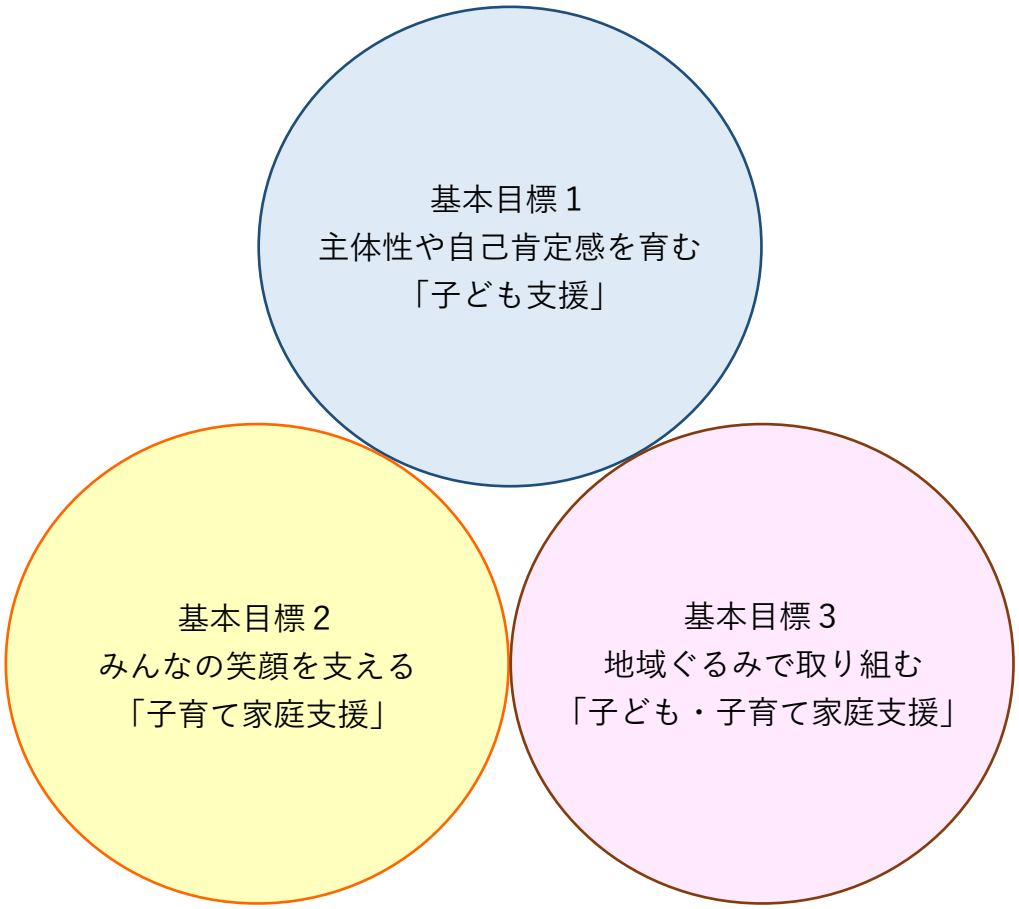

基本目標１　主体性や自己肯定感を育む「子ども支援」

子どもたちが、遊びや多様な体験を通して健やかに成長できるよう、遊び場や居場所を充実させ、子ども自身の主体的な取組によって「生きる力※」を伸ばします。

また、一人ひとりの子どもに応じた教育及び相談支援の充実と、人権教育の推進により自己肯定感や他者を思いやる心の育成を進めます。そして、子どもたちの発達段階に応じた乳幼児や小学生との交流事業を進め、次代の親の育成を進めます。

基本目標２　みんなの笑顔を支える「子育て家庭支援」

すべての子どもの健やかな成長とその保護者が安心して子育てができるよう、「飯能版ネウボラ※」を推進し、妊娠期から継続する安定した支援を進めます。

また、子育てと仕事を両立することができるよう雇用環境の充実に努めるとともに、多様なニーズに対応した保育の充実を進めます。

配慮を要する子どもや支援が必要な家庭への支援について、様々な機関が連携しながら、経済的な支援や必要なサポートが受けられるようそれぞれの施策を進めます。

基本目標３　地域ぐるみで取り組む「子ども・子育て家庭支援」

市民や関係団体など多様な担い手と行政との協働により、子どもとその保護者を支え子育てしやすい環境の充実を図るとともに、交通安全や防災・防犯活動など安心・安全なまちづくりを進めます。

また、子どもの安全を最優先とし、児童相談所などの関係機関や関係団体との連携を強化することにより、児童虐待を未然に防ぐとともに、子育て家庭に寄り添う相談支援や体罰によらない子育ての普及啓発を進めます。

※　「生きる力」とは、文部科学省が定める小・中学校の学習指導要領及び第２期飯能市教育振興基本計画の基本方針に位置づけられた、変化の激しい次の時代を担う子どもたちに必要な「知」・「徳」・「体」のバランスのとれた力のこと。

※　「飯能版ネウボラ」とは、国が参考としているフィンランドの子育て支援制度であるネウボラ（neuvola：助言の場を意味し、保健師等が継続的に相談支援を行う制度）の考え方をもとに、子育て世代包括支援センターと子育て総合センターが主軸となり、妊娠前から出産、子育て期にわたる継続的な支援によって、より身近な場で妊産婦等を支える飯能市独自の取組のこと。

第４章　子ども・子育て支援の施策

〔施策の一覧〕

基本目標１　主体性や自己肯定感を育む「子ども支援」

基本施策	施策名	掲載ページ
1-1　多様な体験機会や居場所の充実	（1）多様な体験機会の提供	P.43
	（2）居場所の充実	P.44
1-2　多様な教育機会の充実	（1）幼児教育及び保育の充実	P.47
	（2）学校教育の充実	P.47
	（3）地域における教育活動の充実	P.48
1-3　一人ひとりの子どもに応じた教育及び相談支援の充実	（1）つらさや悩みを抱える子どもへの支援	P.50
	（2）発達への支援の充実	P.51
	（3）障害のある子どもへの教育、相談支援等の充実	P.51
1-4　子どもの権利の尊重	（1）人権教育の充実	P.53
	（2）子どもの権利を守る相談体制の充実	P.54
	（3）子ども参加による次代の親の育成	P.54

基本目標２　みんなの笑顔を支える「子育て家庭支援」

基本施策	施策名	掲載ページ
2-1　飯能版ネウボラの構築と推進（母子保健計画）	（1）妊娠期からの継続的な支援の充実	P.58
	（2）地域における子育て支援の充実	P.58
	（3）相談支援体制の充実	P.59
	（4）子育て力を高める支援の充実	P.60
	（5）経済的支援の充実	P.60
	（6）医療環境の充実	P.61
	（7）子育て情報の充実	P.61
2-2　保育の充実	（1）多様な保育の充実	P.63
	（2）保育の質の向上と環境の整備	P.64
	（3）放課後児童クラブの充実	P.64

基本施策	施策名	掲載ページ
2-3　配慮を要する子どもや支援が必要な家庭への支援	（1）病気の子どもや障害のある子どもを育てる家庭への支援の充実	P.67
	（2）ひとり親家庭の自立支援（ひとり親家庭自立促進計画）	P.68
	（3）外国籍を有する子育て家庭等への支援	P.68
	（4）経済的な支援を要する家庭への支援（子どもの貧困対策に関する計画）	P.69
2-4　子育てと仕事の両立しやすい環境づくり	（1）雇用環境の充実	P.71
	（2）男女共同参画の推進	P.71

基本目標３　地域ぐるみで取り組む「子ども・子育て家庭支援」

基本施策	施策名	掲載ページ
3-1　地域との連携による子どもと家庭支援の推進	（1）関係団体の活動支援	P.73
	（2）市民活動の充実	P.73
3-2　地域ぐるみによる児童虐待防止対策の推進	（1）児童虐待防止対策の強化	P.74
3-3　安心・安全なまちづくり	（1）交通安全の推進	P.77
	（2）防災・防犯活動の推進	P.77
	（3）子育てにやさしいまちづくりの推進	P.78

基本目標１
主体性や自己肯定感を育む「子ども支援」

1-1　多様な体験機会や居場所の充実

普段の暮らしの中で、遊びや多様な体験を通して、子どもたちは日々成長しています。年齢にあった成長を重ね、大人になる基礎としての主体性や自己肯定感が育まれていくことが大切です。

児童センター、美杉台児童館をはじめ、公民館、博物館などでは、施設を活用して子どもたちが様々な体験を通じて自主性や社会性、豊かな情操を育む事業を実施しています。また、身近な公園やトーベ・ヤンソンあけぼの子どもの森公園を整備し、豊かな自然に恵まれた環境を生かしながら、魅力の更なる向上を進めてきました。

今後も、豊かな自然や既存の施設を活用した体験活動や学校施設を活用した子どもたちの新たな居場所づくりの検討を進めていきます。

施策の体系

- **1-1　多様な体験機会や居場所の充実**
  - **（１）多様な体験機会の提供**
    - ①様々な遊びの提供
    - ②中学生社会体験チャレンジ事業の充実
    - ③体験的学習機会の提供
    - ④郷土学習の充実
    - ⑤国際理解学習・交流事業の推進
      - 1）国際理解学習の推進
      - 2）姉妹都市ブレア市との交流事業の実施
    - ⑥読書活動の推進
    - ⑦森林・林業体験の提供
  - **（２）居場所の充実**
    - ①公共施設を活用した居場所づくりの充実
      - 1）児童センター・美杉台児童館
      - 2）公民館
      - 3）図書館・こども図書館
    - ②放課後子ども教室の推進
    - ③学校施設を活用した居場所づくりの充実
      - 1）乳幼児の居場所づくりの充実
      - 2）児童生徒の居場所づくりの検討
    - ④身近な遊び場の充実
    - ⑤都市公園などの充実
    - ⑥トーベ・ヤンソンあけぼの子どもの森公園の充実

施策の内容

（1）多様な体験機会の提供

事業名	事業の内容	担当課
①様々な遊びの提供	集団的・個別的な遊びの提供、健康の増進につながる事業、四季折々の体験や芸術的活動を通じて豊かな情操を育む。	子育て支援課（児童センター・美杉台児童館）
②中学生社会体験チャレンジ事業の充実	中学１年生が３～５日間、事業所等で社会体験活動を行うことにより、多くの人々とのふれあいを通して、みずみずしい感性や社会性、自律心を養う。	学校教育課
③体験的学習機会の提供	子どもが様々な体験ができる学習機会を提供し、自主性、社会性を育む。また、学習機会を通じて、子ども同士の交流を図る。	生涯学習課（公民館）
④郷土学習の充実	子ども歴史教室等を実施し、郷土の歴史・文化に関する体験的学習や伝承の機会を設け、歴史への関心を高める。	博物館
⑤国際理解学習・交流事業の推進		
1）国際理解学習の推進	語学教室などを通じて、国際理解を深める学習機会を提供する。	生涯学習課（公民館）
2）姉妹都市ブレア市との交流事業の実施	姉妹都市であるアメリカ合衆国ブレア市との交流事業やその他の国際理解・交流事業を実施し、児童生徒の国際感覚の醸成を図る。	地域活動支援課 学校教育課
⑥読書活動の推進	乳幼児期からの読書に親しむ事業を開催し、各年齢に合わせた読書活動を推進する。	図書館
⑦森林・林業体験の提供	小中学校で間伐体験や視聴覚教材を用いた授業を実施し、木材への親しみ、林業や木の文化への理解を深める。	森林づくり推進課

（2）居場所の充実

事業名	事業の内容	担当課
①公共施設を活用した居場所づくりの充実		
1）児童センター・美杉台児童館	児童センター・美杉台児童館において、放課後児童及び中高生の身近な居場所づくりを進める。	子育て支援課（児童センター・美杉台児童館）
2）公民館	公民館において、子どもたちの居場所づくりや学習の場の提供を進める。	生涯学習課（公民館）
3）図書館・こども図書館	図書館・こども図書館において、閲覧場所や学習コーナーなどで子どもたちの居場所づくりを進める。	図書館
②放課後子ども教室の推進	新・放課後子ども総合プラン※に基づき、放課後児童クラブとの一体型、又は連携した事業を実施する。	保育課 生涯学習課
③学校施設を活用した居場所づくりの充実		
1）乳幼児の居場所づくりの充実	余裕教室等を地域子育て支援拠点に活用し、乳幼児とその保護者の居場所づくりの充実を図る。	子育て支援課（子育て総合センター）
2）児童生徒の居場所づくりの検討	放課後の余裕教室等を活用した児童生徒の居場所づくりを検討する。	教育総務課 学校教育課
④身近な遊び場の充実	児童遊園や子ども広場、また自然の中で自由に遊ぶ場である森のようちえんを適正に維持管理し、子どもたちの身近な遊び場の充実を図る。	子育て支援課（子育て総合センター）
⑤都市公園などの充実	子どもたちが自ら遊び、家族連れで憩える都市公園などの充実を図る。	道路公園課 区画整理課
⑥トーベ・ヤンソンあけぼの子どもの森公園の充実	自然や施設を生かしたイベントや体験事業を実施し、子どもたちの身近な居場所としての充実を図る。	子育て支援課（トーベ･ヤンソンあけぼの子どもの森公園）

※　「新・放課後子ども総合プラン」とは、共働き家庭等の「小１の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、小学校に就学しているすべての児童が、放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の計画的な整備等を進める計画（平成 30 年９月策定）のこと。

1-2　多様な教育機会の充実

乳幼児期からの豊かな体験に基づいた学びによって、自分に対する自信や社会とのつながりを身につけ、主体性や自分らしく生きていくための自己肯定感などを育む基盤づくりが大切です。

今後も、子どもを取り巻く環境が大きく変化しているなか、「生きる力」を育成する学校教育の充実に努めるとともに、家庭と地域の教育力を高める取組の充実を図ります。

また、幼稚園、保育所等から小学校への円滑な移行の充実を図ります。

施策の体系

- 1-2　多様な教育機会の充実
  - (1) 幼児教育及び保育の充実
    - ①幼稚園、保育所等における教育、保育の充実
    - ②幼稚園、保育所等から小学校への円滑な移行
  - (2) 学校教育の充実
    - ①多様な学習指導の充実
    - ②国際理解教育事業の充実
    - ③思春期における健康教育の充実
    - ④学校運営協議会制度の導入
    - ⑤地域共育推進事業の充実
    - ⑥教育環境の整備と充実
    - ⑦福祉学習の充実
  - (3) 地域における教育活動の充実
    - ①学校における保護者等への家庭教育の支援
    - ②地域における年齢別家庭教育学級の開催

施策の内容

（1）幼児教育及び保育の充実

事業名	事業の内容	担当課
①幼稚園、保育所等における教育、保育の充実	一人ひとりの資質や能力を大切にしながら、幼児期の終わりまでに育ってほしい姿（以下、「10の姿※」という。）を活用し、幼児教育・保育を行う。	保育課 （保育所） 学校教育課 （幼稚園）
②幼稚園、保育所等から小学校への円滑な移行	子どもの様子を「10の姿の視点」で捉えて、幼稚園、保育所（園）及び小学校等で共有し、円滑な移行を図る。	

（2）学校教育の充実

事業名	事業の内容	担当課
①多様な学習指導の充実	一人ひとりの児童生徒が主体性をもって学ぶ喜びを実感することができるように、多様な学習指導の充実に努める。	学校教育課
②国際理解教育事業の充実	学校教育において国際理解を深め、外国語に対する関心の高揚や語学力の向上を図るため、ＡＥＴ※を各小中学校へ派遣する。	
③思春期における健康教育の充実	性教育、飲酒、喫煙、薬物及びこころの健康に関する取組など、思春期における健康教育の充実を図る。	
④学校運営協議会制度の導入	学校が保護者や地域住民等との信頼を築き、地域とともにある学校づくりを目指して、地域住民の学校運営への参画を推進する。	
⑤地域共育推進事業の充実	中学校において、家庭、地域と連携した教育の推進を図るため、学校応援団を設立する。	
⑥教育環境の整備と充実	安全で快適な教育環境を保つため、老朽施設や設備の改修、安心・安全に配慮した施設整備を行う。	教育総務課
⑦福祉学習の充実	児童生徒が高齢者や障害者への理解を深め、支援方法や共生社会について学ぶ機会の充実を図る。	障害者福祉課 （つぼみ園） 介護福祉課 学校教育課

※　「10の姿」とは、文部科学省の幼稚園教育要領、厚生労働省の保育所・保育指針及び内閣府の幼保連携型認定こども園教育・保育要領で共通の指針となっている10の姿のこと。具体的には「健康な心と体」、「自立心」、「協同性」、「道徳性・規範意識の芽生え」、「社会生活との関わり」、「思考力の芽生え」、「自然との関わり・生命尊重」、「数量・図形」、「文字等への関心・感覚」、「言葉による伝え合い」及び「豊かな感性と表現」となっています。

※　「ＡＥＴ」とは、Assistant English Teacherの略で、英語指導助手のこと。

（3）地域における教育活動の充実

事業名	事業の内容	担当課
①学校における保護者等への家庭教育の支援	基本的な生活習慣やしつけなど、日常的な家庭教育の充実を図るため、各小中学校において家庭教育の講座や広報活動を行う。	学校教育課
②地域における年齢別家庭教育学級の開催	０歳児から中学生までの子を持つ親を対象として、年齢区分ごとに家庭教育学級を開催する。また、年齢別ではない特別家庭教育学級を開催する。	生涯学習課（公民館）

1-3　一人ひとりの子どもに応じた教育及び相談支援の充実

近年、深刻化するいじめ問題に対応するため、平成 30 年度に飯能市いじめ防止基本方針を定めました。また、つらさや悩みを抱える子どもたちが安心して生活ができるよう、教育センターにおいて不登校の児童生徒への支援を目的とした適応指導教室「杉っ子ルーム」を設置するなど、教育相談体制・子どもたちへの支援体制の充実に努めてきました。

成長・発達に配慮が必要な子どもや疾病、障害のある子どもを十分に支援するためには、成長・発達の様子や疾病、障害の状態などを早期に確認し、親の思いや不安に寄り添いながら、適切なサポートを受けられるようにすることが重要です。そのため、保育や学校教育と連携しながら、専門機関において乳幼児期からの療育や支援を進めていきます。

施策の体系

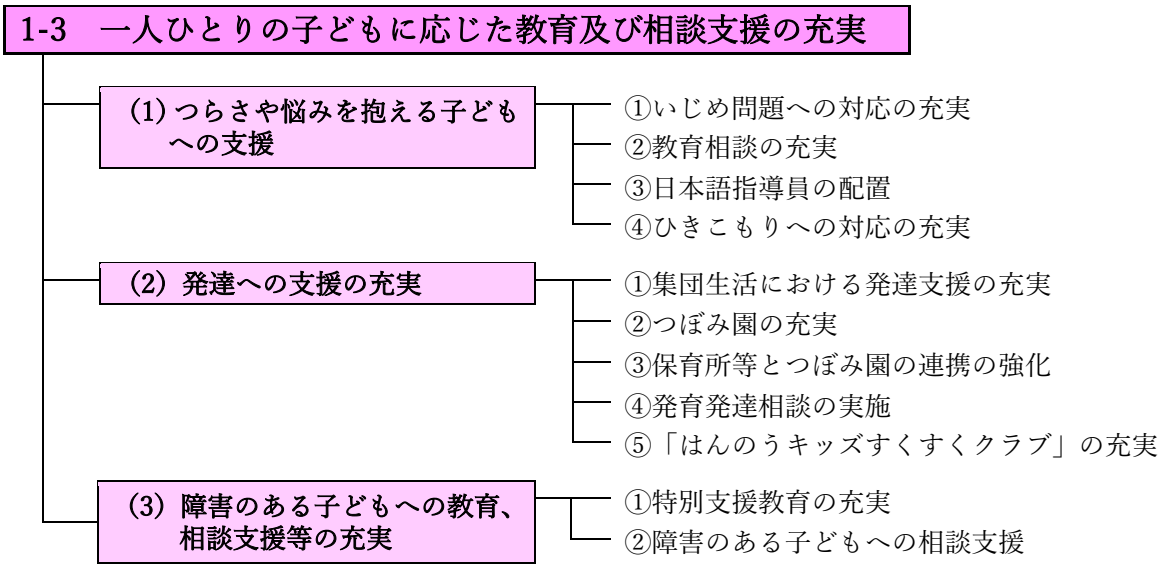

施策の内容

(1) つらさや悩みを抱える子どもへの支援

事業名	事業の内容	担当課
①いじめ問題への対応の充実	飯能市いじめ防止基本方針に基づき、いじめ防止等の対策を進める。	学校教育課
②教育相談の充実	不登校や外国籍の児童生徒等への相談の充実とともに、学校生活における悩みの相談に応じる。	学校教育課 （教育センター）

事業名	事業の内容	担当課
③日本語指導員の配置	日本語指導員を配置し、外国籍の児童生徒の日本語指導及び生活指導を行う。	学校教育課 （教育センター）
④ひきこもり※への対応の充実	ひきこもりに関する総合相談窓口と個別支援体制の充実を図る。	地域・生活福祉課 健康づくり支援課

（2）発達への支援の充実

事業名	事業の内容	担当課
①集団生活における発達支援の充実	発達段階において、集団生活が適切である子どもの入所等への支援を行う。 発達支援に関する専門家が保育所等を巡回し、子どもへの対応について助言等の指導を行う。	保育課 （保育所） 健康づくり支援課
②つぼみ園の充実	障害のある子どもへの日常生活における基本的動作の指導及び集団生活への適応訓練を行うため、つぼみ園の運営を行う。 保育所体験、巡回相談及び研修の共催等で保育所と協力していく。	障害者福祉課 （つぼみ園）
③保育所等とつぼみ園の連携の強化	保育所等とつぼみ園との連携を強化し、保育所等に通う乳幼児の療育の充実を図る。	障害者福祉課 （つぼみ園） 保育課 （保育所）
④発育発達相談の実施	医師、理学療法士、言語聴覚士及び保健師による乳幼児の発育発達の相談を行い、療育等の適切な支援に繋げる。	健康づくり支援課
⑤「はんのうキッズすくすくクラブ」の充実	集団での親子遊びを通した児童への発達支援と、親の精神的支援を行う「はんのうキッズすくすくクラブ」の充実を図る。	

（3）障害のある子どもへの教育、相談支援等の充実

事業名	事業の内容	担当課
①特別支援教育の充実	児童生徒の障害に応じた適切な指導を展開するため、特別支援学級介助員及び特別支援教育支援員を配置し、教育の充実を図る。また、障害のある児童生徒への正しい理解を深めるため、通常学級との交流学習を推進する。	学校教育課 （教育センター）
②障害のある子どもへの相談支援	障害児相談支援事業により、発育発達の課題がある子どもやその家族への早期の相談支援を実施し、医療、保健、福祉及び教育との連携により日常生活における必要な支援を実施する。	障害者福祉課 （つぼみ園）

※「ひきこもり」とは、仕事や学校に行かず、かつ家族以外の人との交流をほとんどせず、6 か月以上続けて家にひきこもっている状態のこと。

1-4　子どもの権利の尊重

児童の権利に関する条約※（以下、「子どもの権利条約」という。）に基づき、すべての子どもは適切に養育され、心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られる権利を有しています。市民一人ひとりが基本的人権の大切さを認識することができるよう、子ども自身やその保護者、市民を対象にした人権教育の充実を進めていきます。

また、家庭、学校及び地域などあらゆる生活の場で悩みや不安などの課題を抱え、その課題を自分ひとりで取り除くことが難しい状況にある子どもたちもいます。子どもたちの身近なところで、子ども自身が悩みを気軽に相談したり、より複雑な問題に専門的に対応してもらえる相談体制の充実を進めていきます。

そして、子どもの年齢及び発達段階に応じてその意見が尊重され、最善の利益が優先して考慮されるよう子どもの参加の機会を提供するとともに、育児体験学習や保育所、児童館等でのボランティア活動、宿題サポート事業など、乳幼児や小学生との触れ合いを通じた次代の親を育成する取組を進めます。

※ 「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」とは、子どもの基本的人権を国際的に保障するために 1989 年に国連で定められた条約のこと。我が国は 1994 年に批准し、18 歳未満の児童を権利を持つ主体として位置づけ、大人と同様にひとりの人間としての人権を認めるとともに、成長の過程で特別な保護や配慮が必要な子どもの権利も定めています。

施策の体系

1-4　子どもの権利の尊重

- **(1) 人権教育の充実**
  - ①人権尊重意識の啓発
  - ②人権教育の充実
- **(2) 子どもの権利を守る相談体制の充実**
  - ①さわやか相談員等の配置
  - ②家庭児童相談の充実
- **(3) 子ども参加による次代の親の育成**
  - ①小学生と保育所の交流の充実
  - ②中学生の育児体験学習等の充実
  - ③中学生・高校生による保育所や児童館等へのボランティア活動の促進
  - ④大学生が子育てについて学ぶ機会の充実

施策の内容

(1) 人権教育の充実

事業名	事業の内容	担当課
①人権尊重意識の啓発	市民一人ひとりが子どもの人権を含めた基本的人権の大切さを認識し、観念や意識のうちに潜在する差別を取り除くため、人権啓発研修会を開催する。	企画調整課
②人権教育の充実	子どもの権利条約に基づき、児童生徒の発達段階に応じた人権尊重や共生社会の教育を推進する。 また、市民一人ひとりが子どもの人権を含めた基本的人権の大切さを認識し、観念や意識のうちに潜在する差別を取り除くため、人権教育研修会を開催する。	学校教育課 （教育センター） 生涯学習課

（2）子どもの権利を守る相談体制の充実

事業名	事業の内容	担当課
①さわやか相談員※等の配置	さわやか相談員、スクールカウンセラーを公立中学校に配置し、いじめ、不登校及び友人関係等の相談に応じる。	学校教育課 （教育センター）
②家庭児童相談の充実	子ども自身が自ら悩みごとなどを相談できる窓口としての充実を図る。	子育て支援課

（3）子ども参加による次代の親の育成

事業名	事業の内容	担当課
①小学生と保育所の交流の充実	小学生に乳幼児と関わる機会を提供するため、保育所児童との交流事業を実施する。	保育課 （保育所） 学校教育課
②中学生の育児体験学習等の充実	母子愛育会との協働により、中学生に育児体験学習を実施する。	健康づくり支援課 学校教育課 （教育センター）
③中学生・高校生による保育所や児童館等へのボランティア活動の促進	子育てに関するボランティア活動を通じて、中学生及び高校生に乳幼児と触れ合う機会を提供する。	子育て支援課 （子育て総合センター）
④大学生が子育てについて学ぶ機会の充実	子育て中の親子が参加できる事業を大学と連携して企画し、大学生が子育てについて学ぶ機会を提供する。 長期休暇中の宿題サポートなどを通じて、大学生が児童生徒と交流できる機会を提供する。	

※　「さわやか相談員」とは、いじめ、不登校及び児童生徒の心の問題の相談等に応じるため、公立中学校に配置している相談員のこと。

基本目標２
みんなの笑顔を支える「子育て家庭支援」

2-1　飯能版ネウボラの構築と推進

ネウボラは、保健師等の専門職が妊産婦や子育て家庭に寄り添いながら継続的に支援する仕組みとして、全国的に広まりつつある制度です。

本市では、平成 25 年度に開設した子育て総合センターと平成 29 年度に開設した子育て世代包括支援センターを主軸として、妊娠前から出産、子育て期にわたる継続した支援によって、より身近な場で妊産婦等を支える取組を進め、飯能版ネウボラの基礎を築いてきました。

今後は、これまでのきめ細かな子育て支援の連携を更に強めることにより、飯能版ネウボラを構築し、すべての子どもの健やかな成長と保護者への子育て支援を進めます。

「飯能版ネウボラ」について～妊娠前から出産、就学までの継続した子育て支援～

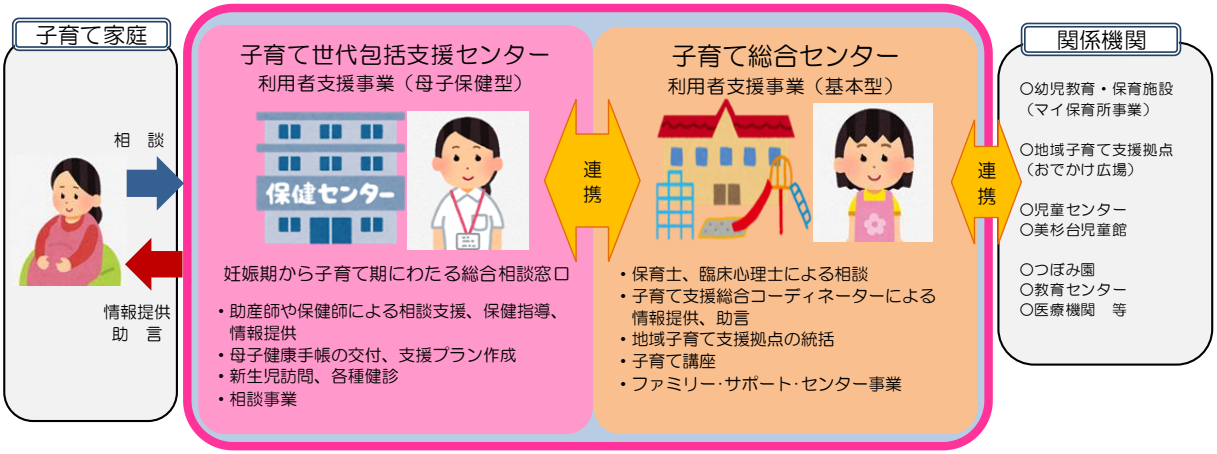

妊娠前から出産、就学までの継続した子育て支援の主な事業

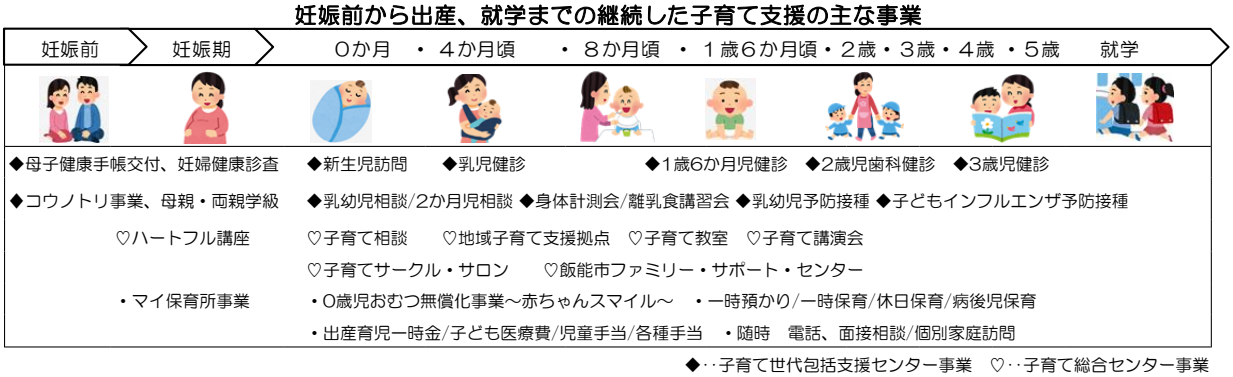

◆‥子育て世代包括支援センター事業　♡‥子育て総合センター事業

施策の体系

2-1　飯能版ネウボラの構築と推進（母子保健計画）

- （1）妊娠期からの継続的な支援の充実
  - ①子育て世代包括支援センター業務の推進
  - ②予防接種事業の推進
  - ③新生児訪問事業（乳児家庭全戸訪問事業）の実施
  - ④乳幼児健診及び事後支援の実施
  - ⑤養育支援訪問事業の実施
- （2）地域における子育て支援の充実
  - ①子育て総合センターの充実
  - ②地域子育て支援拠点の充実
  - ③マイ保育所事業の充実
- （3）相談支援体制の充実
  - ①乳幼児相談の実施
  - ②障害のある子どもに関する相談の実施
  - ③子育て相談の実施
  - ④保育コンシェルジュの配置
  - ⑤就学相談の実施
  - ⑥家庭児童相談の実施
  - ⑦女性相談の実施
  - ⑧配偶者暴力相談支援センターの運営
- （4）子育て力を高める支援の充実
  - ①母親学級・両親学級の開催
  - ②プレママの保育体験の開催
  - ③子育て講座・講演会の充実
  - ④乳幼児親子教室の充実
  - ⑤子ども及び保護者に向けた食育の実施
- （5）経済的支援の充実
  - ①コウノトリ事業の実施
  - ②未熟児養育医療費の給付
  - ③子どもインフルエンザ予防接種費用無償化の実施
  - ④指定医療機関以外の予防接種費用の助成
  - ⑤０歳児おむつ無償化事業の実施
  - ⑥児童手当の支給
  - ⑦子ども医療費の助成
  - ⑧幼児教育・保育無償化の実施
- （6）医療環境の充実
  - ①救急医療体制の整備
- （7）子育て情報の充実
  - ①子育て世代包括支援センターによる情報発信
  - ②子育て総合センターによる情報発信
  - ③国、県の子育て支援事業の周知及び啓発

施策の内容

（1）妊娠期からの継続的な支援の充実

事業名	事業の内容	担当課
①子育て世代包括支援センター業務の推進	子育て世代包括支援センターに助産師、保健師を配置し、妊娠から出産、子育てに関する相談に対応し、安心して子育てができるようサポートする。	健康づくり支援課
②予防接種事業の推進	出生届出時及び標準接種時期に個別に予防接種の勧奨を行う。 飯能市ご当地アプリ内の子どもの健康ナビによる適切な予防接種の種類や時期の情報提供を行う。	
③新生児訪問事業（乳児家庭全戸訪問事業）の実施	助産師、保健師がすべての新生児、乳児家庭に訪問し、産婦の体調や乳児の発育、育児に関する相談に対応する。	
④乳幼児健診及び事後支援の実施	健診にて異常の発見及び栄養指導、歯科指導、保健指導を実施する。また、発育発達が要経過観察の子ども、もしくは育児支援が必要な親について継続的な支援を行う。	
⑤養育支援訪問事業の実施	子育てに対して不安を抱える家庭など養育支援が必要となっている家庭に訪問支援を行い、育児負担の軽減と養育力の向上を図る。	子育て支援課

（2）地域における子育て支援の充実

事業名	事業の内容	担当課
①子育て総合センターの充実	子育てに関する様々な情報提供、研修会の開催や関係機関へつなぐ役割の充実を図り、子育て家庭に寄り添った子育て支援である利用者支援事業を実施する。	子育て支援課 （子育て総合センター）
②地域子育て支援拠点の充実	地域全体で子どもと親の育ちを応援するため、地域の実情に応じた親子の交流の場を提供する。 地域の関わりを大切にしたおでかけ広場や子育ての仲間づくりの充実を図る。	
③マイ保育所事業の充実	マイ保育所事業をすべての公立保育所で実施し、子育て家庭のよりどころとして充実を図る。 また、私立保育園での実施について検討する。	保育課 （保育所）

（3）相談支援体制の充実

事業名	事業の内容	担当課
①乳幼児相談の実施	子どもの発育発達、育児の方法や悩み及び食事などについて、保健師による相談を実施する。	健康づくり支援課
②障害のある子どもに関する相談の実施	障害の早期発見、早期支援につなげるため、障害児相談支援を行う。	障害者福祉課（つぼみ園）
③子育て相談の実施	臨床心理士、保育士及び子育て支援総合コーディネーターによる子育て相談を行う。	子育て支援課（子育て総合センター）
④保育コンシェルジュの配置	保護者の就労状況や希望を伺いながら、保護者のニーズと保育サービス等を適切に結びつける保育コンシェルジュを配置する。	保育課
⑤就学相談の実施	小学校就学を迎える障害のある児童や、就学するにあたって心配のある児童の就学相談を実施する。	学校教育課（教育ｾﾝﾀｰ）
⑥家庭児童相談の実施	子育ての悩みや子どもの発育発達及び虐待等に関する相談に応じ、その子どもや家庭に対して適切な支援を行う。	子育て支援課
⑦女性相談の実施	多様化する女性問題に対応するため、女性相談員による相談を面接により実施する。	地域活動支援課
⑧配偶者暴力相談支援センターの運営	身近な場所での継続的な相談、基本的な情報提供、緊急時における安全確保及び自立のための支援をワンストップで実施する。	

（4）子育て力を高める支援の充実

事業名	事業の内容	担当課
①母親学級・両親学級の開催	妊婦の仲間づくりと父親の育児参加や交流を促すため、母親学級、両親学級を開催する。	健康づくり支援課
②プレママの保育体験の開催	妊娠中の母親が子どもや子育てについて学ぶため、保育所で保育の体験学習を行う。	保育課（保育所）
③子育て講座・講演会の充実	保護者向けの講座等を開催し、子育てに関する知識や仲間づくりの場の提供を行う。	子育て支援課（子育て総合センター）
④乳幼児親子教室の充実	乳幼児の年齢に応じた親子教室を開催し、遊びを通して心身の発達を促す。また、親同士の交流を図る。	子育て支援課（児童センター・美杉台児童館）
⑤子ども及び保護者に向けた食育の実施	適切な食習慣を確立するため、子ども及び保護者へ食育を実施する。	子育て支援課（子育て総合センター） 健康づくり支援課

（5）経済的支援の充実

事業名	事業の内容	担当課
①コウノトリ事業の実施	不妊や不育に悩む夫婦の経済的な負担を軽減するため、検査費や治療費を助成する。	健康づくり支援課
②未熟児養育医療費の給付	身体の発育が未熟なまま生まれた新生児が指定医療機関に入院した場合、その医療費を給付する。	
③子どもインフルエンザ予防接種費用無償化の実施	子育て世帯の経済的負担の軽減と子どもの健康保持増進を図るため、子どもインフルエンザ予防接種費用を無償化する。	
④指定医療機関以外の予防接種費用の助成	飯能市の指定外の医療機関で予防接種した費用を助成する。	
⑤０歳児おむつ無償化事業の実施	赤ちゃんの健やかな成長を願うとともに、市が一体となって子育てを応援するため、０歳児の保護者を対象としておむつ等の育児用品を支給する。	子育て支援課
⑥児童手当の支給	中学校卒業までの児童を養育している方に対して、手当を支給する。	

事業名	事業の内容	担当課
⑦子ども医療費の助成	子どもが必要とする医療を容易に受けられるようにするため、子どもの保険診療にかかった医療費の自己負担分を助成する。	保険年金課
⑧幼児教育・保育無償化の実施	幼稚園、保育所（園）及び認定こども園等を利用する対象児童の利用料を無償化する。 また、3歳から5歳までの障害のある子どものための児童発達支援等の利用者負担を無償化する。	学校教育課 保育課 障害者福祉課 （つぼみ園）

（6）医療環境の充実

事業名	事業の内容	担当課
①救急医療体制の整備	小児科を含む休祝日・夜間診療所、休祝日緊急歯科診療所及び休祝日調剤薬局を運営し、休日や夜間の初期医療の体制を整備する。 坂戸・飯能地区病院群輪番制病院運営事業を実施して外来、入院及び一定の手術に対応する小児科を含む二次救急医療の体制を整備する。	健康づくり支援課

（7）子育て情報の充実

事業名	事業の内容	担当課
①子育て世代包括支援センターによる情報発信	市内の子育て関連情報をホームページ、飯能市ご当地アプリ※、飯能市健康カレンダーを活用して情報発信を行う。	健康づくり支援課
②子育て総合センターによる情報発信	安心して子育てができる情報を掲載した子育てガイドブックの発行やホームページ、ママフレサイト※、飯能市ご当地アプリを用いた情報発信を行う。	子育て支援課 （子育て総合センター）
③国、県の子育て支援事業の周知及び啓発	国、県による子育て支援事業（パパ・ママ応援ショップ、赤ちゃんの駅等）の周知を行うとともに、「子育てワンストップサービス」について啓発を図る。	

※　「飯能市ご当地アプリ」とは、飯能市の子育て情報のほか、様々な機能が利用できる総合アプリのこと。
※　「ママフレサイト」とは、妊娠・出産・子育てを応援する行政サービスガイドのこと。

2-2　保育の充実

通常保育の充実とともに、延長保育や一時預かり保育など、多様なニーズに対応した保育の体制を整えることは、就学前の子どもを育てる家庭への重要な施策です。今後の更なる推進のためには、認定こども園など新たな保育が充実していくことも大切です。

そのため、保育士の資質向上を含めた保育全体の質の向上を目指すとともに、安全な保育環境の整備を進めていきます。

また、就学後においても保護者が安心して子どもを預けて働くことができるよう、放課後児童クラブの充実を進めていきます。

施策の体系

- **2-2　保育の充実**
  - **（1）多様な保育の充実**
    - ①通常保育の充実
    - ②多様なニーズに対応した保育の充実
      - 1）病児・病後児保育事業の充実
      - 2）延長保育事業の充実
      - 3）一時預かり事業の充実
      - 4）土曜・休日保育事業の充実
      - 5）幼稚園の預かり保育の充実
    - ③新たな保育の充実
      - 1）幼稚園、保育園の認定こども園への移行促進
      - 2）地域型保育事業の促進
    - ④ショートステイ事業の実施
    - ⑤ファミリー・サポート・センターの充実
  - **（2）保育の質の向上と環境の整備**
    - ①保育の質の向上
      - 1）保育士の資質向上
      - 2）保育所コンサルティング事業の充実
      - 3）保育所第三者評価制度の導入の検討
    - ②保育施設及び設備の整備
  - **（3）放課後児童クラブの充実**
    - ①放課後児童クラブの増設
    - ②放課後児童クラブの施設整備
    - ③放課後児童クラブの運営支援

施策の内容

（1）多様な保育の充実

事業名	事業の内容	担当課
①通常保育の充実	入所児童が健やかに成長し、その活動がより豊かに展開されるよう、保育内容の充実に努める。 また、すべての保育所でほんわかさんぽを実施し、地域に開かれた保育所の運営を進める。 なお、保育が必要な児童が速やかに入所できるよう、待機児童の解消に努める。	保育課 （保育所）
②多様なニーズに対応した保育の充実		
1）病児・病後児保育事業の充実	病気の療養期間中及び回復期の保育ニーズに対応するため、病児・病後児保育の充実を図る。	保育課 （保育所）
2）延長保育事業の充実	勤務形態や通勤のために、保育時間の延長を希望する保護者のニーズに応じて、延長保育の充実を図る。	
3）一時預かり事業の充実	週３日以内の就労や一時的に家庭での保育が困難となる児童を保育所等で預かる、一時預かりの充実を図る。	
4）土曜・休日保育事業の充実	保育ニーズにあわせて、土曜・休日保育の充実を図るとともに、夜間保育等の実施について検討する。	
5）幼稚園の預かり保育の充実	保育所のみならず保護者の多様なニーズに対応するため、幼稚園の預かり保育の充実を図る。	保育課
③新たな保育の充実		
1）幼稚園、保育園の認定こども園への移行促進	幼稚園や保育園の認定こども園化の相談に応じ、移行促進を図る。	保育課
2）地域型保育事業の促進	保育所等の需要を把握しながら、必要に応じて家庭的保育事業等の実施を検討する。	
④ショートステイ事業の実施	保護者の疾病等の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設に短期入所委託する。	子育て支援課
⑤ファミリー・サポート・センターの充実	臨時的、変則的な保育ニーズに対応するため、地域における育児に関する相互援助活動を促進するとともに、提供会員と依頼会員のバランスを考慮し、会員数及び活動を拡充する。	子育て支援課 （子育て総合センター）

（2）保育の質の向上と環境の整備

事業名	事業の内容	担当課
①保育の質の向上		
1）保育士の資質向上	年齢別会議での事例検討や各種研修に参加するとともに、学んだ内容の情報を共有することにより、保育士の資質向上を図る。	保育課（保育所）
2）保育所コンサルティング事業の充実	保育の質の向上を目的とした公立保育所のコンサルティング事業を実施する。	
3）保育所第三者評価制度の導入の検討	保育所第三者評価制度による保育内容の評価と点検に取り組み、良質な保育サービスの提供に努める。	
②保育施設及び設備の整備	施設、設備などの保育環境の整備を図る。老朽化施設の改修や耐震化を計画的に行う。	

（3）放課後児童クラブの充実

事業名	事業の内容	担当課
①放課後児童クラブの増設	放課後児童クラブの需要の増加に対応するため、クラブの増設を図る。	保育課
②放課後児童クラブの施設整備	放課後児童クラブの増設に併せ、安全に配慮した施設の充実を図る。	
③放課後児童クラブの運営支援	放課後児童クラブを運営する事業者に運営費の補助を行う。	

2-3　配慮を要する子どもや支援が必要な家庭への支援

配慮を要する子どもや支援が必要な家庭への支援は、様々な機関が連携し、子どもの育ちや家庭を見守り、成長過程に応じ適切に進めていくことが必要です。病気の子どもや障害のある子どもを育てる家庭、ひとり親家庭、外国籍を有する子育て家庭及び経済的な支援を要する家庭がいつでも相談支援につながり、経済的負担の軽減や必要なサポートが受けられるようそれぞれの施策を進めていきます。

施策の体系

- **2-3　配慮を要する子どもや支援が必要な家庭への支援**
  - **(1) 病気の子どもや障害のある子どもを育てる家庭への支援の充実**
    - ①特別児童扶養手当の支給
    - ②子ども医療費及び重度心身障害者医療費の助成
    - ③障害児相談支援事業の実施
    - ④障害児福祉サービス、補装具、日常生活用具等の給付
    - ⑤児童発達支援事業、日中一時支援事業、放課後等デイサービス事業の実施
    - ⑥障害児福祉手当、重度心身障害者手当等の支給
    - ⑦つぼみ園への親子通園、育児相談の実施
  - **(2) ひとり親家庭の自立支援（ひとり親家庭自立促進計画）**
    - ①児童扶養手当の支給
    - ②母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付の情報提供
    - ③母子家庭等自立支援給付金の支給
    - ④ひとり親家庭等医療費の助成
  - **(3) 外国籍を有する子育て家庭等への支援**
    - ①語学ボランティア事業の実施
    - ②外国人相談の実施
    - ③日本語教室の開催
    - ④国際交流協会支援活動の支援
  - **(4) 経済的な支援を要する家庭への支援（子どもの貧困対策に関する計画）**
    - ①生活保護扶助事業の実施
    - ②生活困窮者自立支援事業の実施
    - ③就学援助の実施
    - ④出産費資金の貸付
    - ⑤保育所への多子入所世帯に対する保育料の軽減
    - ⑥実費徴収に係る補足給付を行う事業の実施
    - ⑦「子ども食堂」活動の支援

施策の内容

（1）病気の子どもや障害のある子どもを育てる家庭への支援の充実

事業名	事業の内容	担当課
①特別児童扶養手当の支給	精神又は身体に一定の障害がある 20 歳未満の児童を養育している方に対し、手当を支給する。	子育て支援課
②子ども医療費及び重度心身障害者医療費の助成	子どもが必要とする医療を容易に受けられるようにするため、子どもの保険診療にかかった医療費の自己負担分を助成する。 また、重度の心身障害者が病院などで受診したとき、保険診療にかかった医療費の自己負担分について助成する。	保険年金課
③障害児相談支援事業の実施	障害のある子どもの発達支援や生活支援のため福祉サービス等を利用する際に、障害児支援利用計画を作成する等の相談支援を行う。	障害者福祉課 （つぼみ園）
④障害児福祉サービス、補装具、日常生活用具等の給付	必要な障害児福祉サービスや補装具、福祉用具等を支給することにより、障害のある子どもの自立と社会参加を支援する。	
⑤児童発達支援事業、日中一時支援事業、放課後等デイサービス事業の実施	障害のある子どもの発達に関する相談に応じるとともに、日中活動や放課後活動の場を提供することにより、自立と社会参加を支援する。	
⑥障害児福祉手当、重度心身障害者手当等の支給	介護等の経済的、精神的負担の軽減を図るため、手当等を支給する。	
⑦つぼみ園への親子通園、育児相談の実施	心身の発達に心配がある乳幼児の対応等について家庭でも適切な関わりができるよう、親子通園や育児相談を実施する。	

（2）ひとり親家庭の自立支援（ひとり親家庭自立促進計画）

事業名	事業の内容	担当課
①児童扶養手当の支給	父母の離婚、死亡などによってひとり親として児童を養育している場合や、父又は母に一定の障害がある家庭で児童を養育している方に手当を支給する。	子育て支援課
②母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付の情報提供	ひとり親家庭及び寡婦※の経済的自立や児童の福祉増進のため、県が実施している資金の貸付について、情報提供を行う。	
③母子家庭等自立支援給付金の支給	ひとり親家庭の父又は母に就職の促進を図るため、自立支援教育訓練給付金や、高等職業訓練促進給付金を支給する。	
④ひとり親家庭等医療費の助成	ひとり親家庭の父又は母、児童等の保険診療にかかった医療費の自己負担分の一部について助成する。	保険年金課

（3）外国籍を有する子育て家庭等への支援

事業名	事業の内容	担当課
①語学ボランティア事業の実施	公的機関で通訳、翻訳が必要な場合に、登録された語学ボランティアに通訳、翻訳を依頼する。	地域活動支援課
②外国人相談の実施	日常生活における困り事を、外国語対応が可能な相談員を配置し、面談により対応する。	
③日本語教室の開催	生活に必要な日本語を習得するために、日本語教室を開催する。教室は昼間の教室と、昼間では参加できない勤労者向けに夜の教室を開催し、多くの外国籍住民が参加できるようにする。	
④国際交流協会活動の支援	国際交流協会が実施する地域の外国人との交流や異文化理解の事業、学校での国際理解教育への協力、日本語教室の開催、外国人小中学生への日本語学習支援などの活動に対して支援を行う。	

※「寡婦」とは、母子及び父子並びに寡婦福祉法第６条第４項の規定による、配偶者のない女子であって、かつて配偶者のない女子として 20 歳未満の児童を扶養していた方のこと。

（4）経済的な支援を要する家庭への支援（子どもの貧困対策に関する計画）

事業名	事業の内容	担当課
①生活保護扶助事業の実施	貧困の連鎖を防止するため、進路についての冊子を利用して相談支援を行う。	地域・生活福祉課
②生活困窮者自立支援事業の実施	生活困窮世帯の中学生に対して、高校進学を目標にした学習支援教室を開催する。	
③就学援助の実施	公立小中学校に在学する子どもを持つ家庭が、経済的に困難な状況にある場合に、その保護者に対して学用品費等を援助する。	学校教育課
④出産費資金の貸付	国民健康保険により出産育児一時金の支給を受けることが見込まれる世帯主に対して、出産育児一時金の支給を受けるまでの間、出産に要する費用を支払うための資金の貸付を行う。	保険年金課
⑤保育所への多子入所世帯に対する保育料の軽減	多子入所世帯に対する保育料の軽減措置を実施し、経済的負担の軽減を図る。	保育課 （保育所）
⑥実費徴収に係る補足給付を行う事業の実施	保護者の世帯所得の状況を勘案し、教育・保育に必要な物品の購入に要する費用等の助成を行う。	保育課
⑦「子ども食堂」活動の支援	市民や団体等による「子ども食堂」の活動に対して必要な情報を提供するとともに、広報周知等の支援を行う。	地域・生活福祉課 子育て支援課

2-4　子育てと仕事の両立しやすい環境づくり

仕事と子育てのバランスをとり、家庭や地域で協力して子育てに取り組めるよう、法律や環境整備が進んできました。また、事業主にも子育てと仕事が両立しやすい雇用環境を充実していくことが求められています。

男女が共に子育ての喜びや悩みを分かち合い、多様なライフスタイルに対応した子育て環境が整備されるよう施策を進めます。

施策の体系

- 2-4　子育てと仕事の両立しやすい環境づくり
  - （1）雇用環境の充実
    - ①雇用環境の整備
    - ②企業誘致の推進
    - ③子育てと仕事の両立しやすい職場づくりの啓発
  - （2）男女共同参画の推進
    - ①男女共同参画情報の周知及び啓発
    - ②男女共同参画セミナーの開催

施策の内容

（1）雇用環境の充実

事業名	事業の内容	担当課
①雇用環境の整備	育児や介護を行う労働者に配慮した雇用環境の整備を進めるため、更なる普及、啓発を実施する。	産業振興課
②企業誘致の推進	企業誘致を推進するとともに、従業員の募集協力など立地企業の操業を支援することにより、市民の雇用を創出する。	
③子育てと仕事の両立しやすい職場づくりの啓発	子育てと仕事の両立のために、子育て中も働きやすい職場づくり、また再就職しやすい職場づくりなどの啓発を実施する。	

（2）男女共同参画の推進

事業名	事業の内容	担当課
①男女共同参画情報の周知及び啓発	性別による固定的役割分担意識が解消され、調和が図られた仕事と生活が実現するよう、男女共同参画に関する国、県の動向や情報及び市の取組等を広報はんのうに掲載し、市民の意識啓発に努める。	地域活動支援課
②男女共同参画セミナーの開催	家庭生活と地域社会における男女共同参画が促進され、男女が共に安心して仕事と子育てを両立することができるよう、セミナーや講座を開催する。	

基本目標３
地域ぐるみで取り組む「子ども・子育て家庭支援」

3-1　地域との連携による子どもと家庭支援の推進

子育て中の家庭は、住み慣れた地域で仲間をつくり、喜びや不安、悩みを共有しながら、子育てに日々取り組んでいます。

子育てをする主体は家庭ですが、それぞれの地域においては子どもとその保護者を支える多くの関係団体や様々な市民団体が活動しています。

今後も、地域における団体の活動を支援し、協働のまちづくりを推進していきます。

施策の体系

- **3-1　地域との連携による子どもと家庭支援の推進**
  - **（1）関係団体の活動支援**
    - ①民生委員児童委員協議会の活動支援
    - ②更生保護女性会の活動支援
    - ③母子愛育会の活動支援
    - ④自治会の活動支援
    - ⑤地域福祉推進組織の活動支援
    - ⑥ＮＰＯ法人等の活動支援
  - **（2）市民活動の充実**
    - ①ＰＴＡ活動への支援
    - ②青少年健全育成活動への支援
    - ③スポーツ少年団活動への支援
    - ④子育て応援紙「子みゅにてぃ」編集委員会活動への支援
    - ⑤提案公募型子ども・子育て支援事業の充実
    - ⑥子育てサークルやサロン活動への支援

施策の内容

（1）関係団体の活動支援

事業名	事業の内容	担当課
①民生委員児童委員協議会の活動支援	市民からの相談対応や情報提供のため、民生委員・児童委員及び主任児童委員活動を支援する。	地域・生活福祉課 子育て支援課（子育て総合センター）
②更生保護女性会の活動支援	地域における育児支援の担い手として、更生保護女性会の活動を支援する。	
③母子愛育会の活動支援	地域における育児支援の担い手として、母子愛育会の活動を支援する。	健康づくり支援課
④自治会の活動支援	地域における子どもの健全な育成を見守る自治会の活動を支援する。	地域活動支援課
⑤地域福祉推進組織の活動支援	地域における地域福祉推進組織が行う子育て支援の活動を支援する。	地域・生活福祉課
⑥ＮＰＯ法人等の活動支援	地域におけるＮＰＯ法人等による子育て支援の活動を支援する。	子育て支援課（子育て総合センター）

（2）市民活動の充実

事業名	事業の内容	担当課
①ＰＴＡ活動への支援	地域、家庭及び学校との連携と児童生徒の育成に努めるＰＴＡ活動を支援する。	生涯学習課
②青少年健全育成活動への支援	青少年の健全育成を図ることを目的とした関係団体との連絡調整、情報交換及び健全で明るい家庭づくりのための活動等を支援する。	生涯学習課（公民館）
③スポーツ少年団活動への支援	スポーツを通じた心身の健全な育成を目指して、飯能市スポーツ協会を中心にスポーツ少年団の活動を支援する。	スポーツ課
④子育て応援紙「子みゅにてぃ」編集委員会活動への支援	公募による市民編集委員が中心となり、地域に密着した子育て応援紙を発行する活動を支援する。	子育て支援課（子育て総合センター）
⑤提案公募型子ども・子育て支援事業の充実	子ども支援に取り組む市民活動団体に補助金を交付し、提案公募型子ども・子育て支援事業の充実を図る。	
⑥子育てサークルやサロン活動への支援	地域の子育てサークルやサロン等との情報交換や子育て家庭への周知を行い、活動を支援する。	

3-2　地域ぐるみによる児童虐待防止対策の推進

児童虐待については、全国の児童相談所での児童虐待相談件数が増加の一途をたどっており、重篤な児童虐待事件も後を絶たないなど深刻な社会問題となっています。

児童虐待の発生予防と早期発見、早期対応を図るため、要保護児童対策地域協議会を構成する児童相談所などの関係機関や関係団体との連携を強化し、適切な支援を進めていきます。また、子ども家庭総合支援拠点の整備により、専門的な知識及びノウハウを有する職員の確保と育成を進め、体制の強化及び資質の向上を図るとともに、近隣自治体との連携を強化していきます。

施策の体系

3-2　地域ぐるみによる児童虐待防止対策の推進

- **（１）児童虐待防止対策の強化**
  - ①要保護児童対策地域協議会の強化
  - ②子ども家庭総合支援拠点の整備
  - ③児童虐待防止に関する啓発の充実
  - ④近隣自治体との連携による児童虐待防止対策の充実
  - ⑤里親制度の普及啓発と里親会の支援
  - ⑥乳幼児健診未受診児の実態把握の実施

施策の内容

（1）児童虐待防止対策の強化

事業名	事業の内容	担当課
①要保護児童対策地域協議会の強化	要保護児童等の適切な保護及び支援を図るため、関係機関と情報の交換を行うとともに、支援の内容について協議する。また、構成員の資質向上を図るため、近隣市と連携して研修会を開催する。	子育て支援課
②子ども家庭総合支援拠点の整備	子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、情報の提供、子育て家庭に寄り添う相談支援等への対応及び総合調整等を行う「子ども家庭総合支援拠点」を整備し、必要な支援を行う。	
③児童虐待防止に関する啓発の充実	児童虐待の発生予防と早期発見、早期対応を図るため、体罰によらない子育ての普及啓発や児童虐待防止への深い関心と理解を得る。	
④近隣自治体との連携による児童虐待防止対策の充実	深刻化する児童虐待の現状に対応するため、ダイアプラン※構成５市により、支援のための情報共有や職員間の意見交換等を行う。	

※「ダイアプラン」とは、埼玉県西部地域の特徴や資源を生かした魅力と活力のあるまちづくりを目指して、所沢市、飯能市、狭山市、入間市及び日高市によって構成される埼玉県西部地域まちづくり協議会のこと。

事業名	事業の内容	担当課
⑤里親制度の普及啓発と里親会の支援	様々な理由により家庭で暮らすことのできない児童が家庭的な環境で生活できるよう、児童相談所と連携し、里親制度の普及啓発を図るとともに、里親会の支援を行う。	子育て支援課
⑥乳幼児健診未受診児の実態把握の実施	乳幼児健診の未受診が、虐待につながるおそれがあることから、訪問により実態を把握する。	健康づくり支援課

児童虐待等のリスクの程度に応じた支援機関の果たす役割について

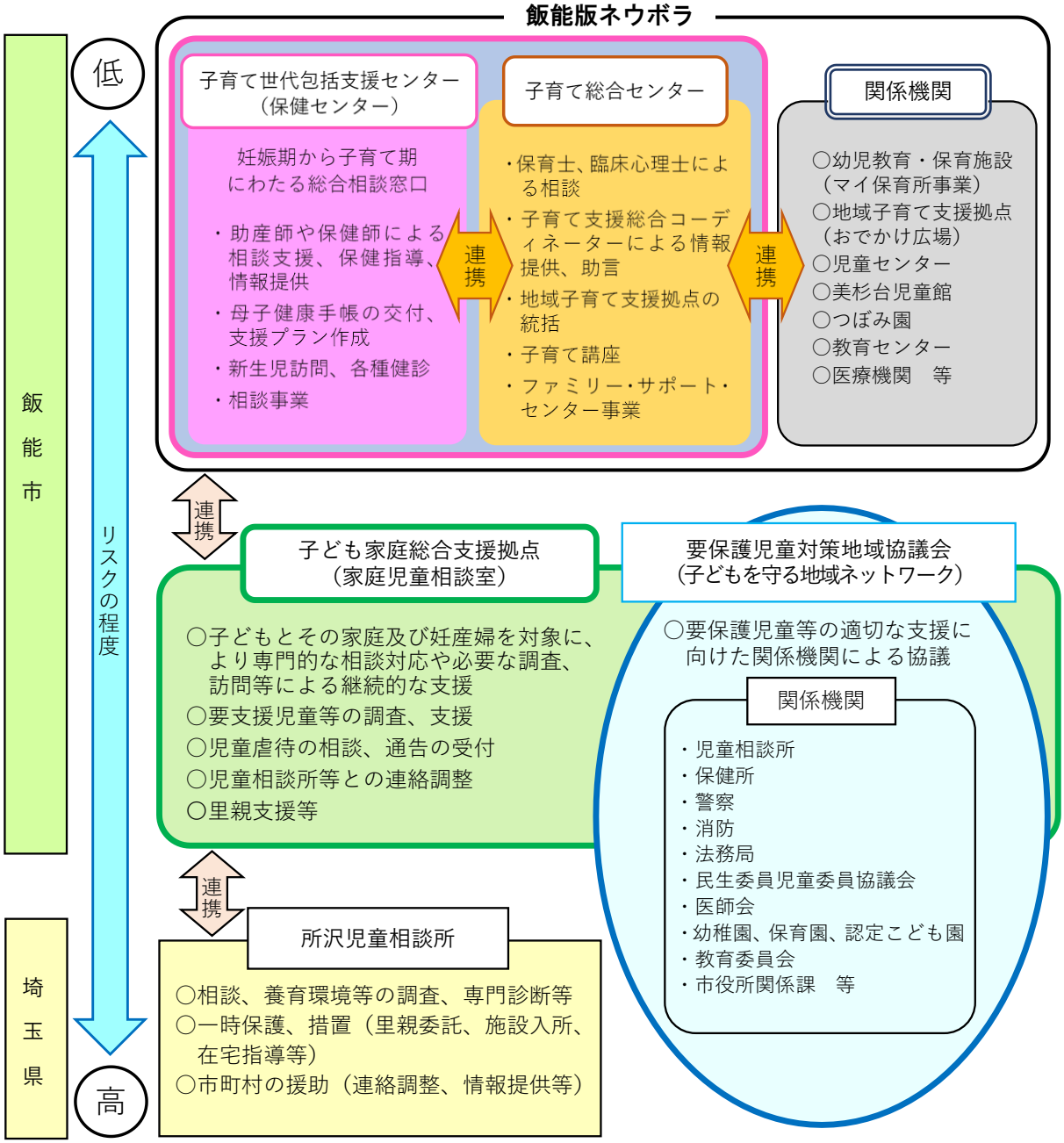

3-3　安心・安全なまちづくり

交通事故や予期せぬ犯罪などから子どもを守るため、交通安全施設の整備や幼児期から交通安全に対する啓発を進めるとともに、地域における子どもたちの通学路の安全確保、緊急避難場所など安全確保の強化を進めていきます。

また、子育てにやさしいまちづくりを進めるため、公共施設、公共交通機関、建築物等のユニバーサルデザインに配慮し、森林文化都市の特長を生かした魅力ある居住環境の整備や、地域において移動しやすい環境の充実を進めていきます。

施策の体系

- 3-3　安心・安全なまちづくり
  - （1）交通安全の推進
    - ①交通安全施設等の充実
    - ②交通安全意識の啓発
  - （2）防災・防犯活動の推進
    - ①防災訓練の充実
    - ②幼稚園、保育所及び小中学校での防犯講習の実施
    - ③登下校見守りボランティア活動の促進
  - （3）子育てにやさしいまちづくりの推進
    - ①ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進
    - ②子どもや子育て家庭に配慮された施設環境の充実
    - ③子育てにやさしく魅力的な居住環境の整備
    - ④赤ちゃんの駅の設置促進
    - ⑤移動しやすい環境づくり

施策の内容

（1）交通安全の推進

事業名	事業の内容	担当課
①交通安全施設等の充実	子どもや高齢者など歩行者等の安全を確保するため、歩道や防護柵、道路反射鏡や道路照明灯などの交通安全施設について、新設又は修繕などを進め、交通事故の防止に努める。	生活安全課 道路公園課 区画整理課
②交通安全意識の啓発	交通安全指導員を配置するとともに、交通安全啓発のため、幼児、小学生を対象に交通安全教室を実施する。	生活安全課

（2）防災・防犯活動の推進

事業名	事業の内容	担当課
①防災訓練の充実	幼稚園、保育所及び小中学校における避難訓練を実施する。 また、子どもや子育て家庭の視点を大切にした防災訓練の実施を検討する。	危機管理室 保育課 （保育所） 学校教育課
②幼稚園、保育所及び小中学校での防犯講習の実施	子どもの安全を確保するため、警察署の協力の下で、不審者の侵入などに対処するための講習を行う。	保育課 （保育所） 学校教育課
③登下校見守りボランティア活動の促進	学校、ＰＴＡ及び地域住民等のボランティアによる登下校の見守りや子どもを守る家など、暮らしの安全を守る事業を進める。	地域活動支援課 学校教育課

（3）子育てにやさしいまちづくりの推進

事業名	事業の内容	担当課
①ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進	子どもや子育て家庭にとって生活しやすい、ユニバーサルデザインのまちづくりを推進する。	まちづくり推進課 道路公園課 区画整理課
②子どもや子育て家庭に配慮された施設環境の充実	子どもや子育て家庭が安心して利用できる施設環境の充実を図る。	各施設所管課
③子育てにやさしく魅力的な居住環境の整備	恵まれた自然環境の中で、ゆとりと潤いのある豊かな生活の営みや土と親しむ農のある暮らしを実感できる「飯能住まい」を推進する。	まちづくり推進課 建築課
④赤ちゃんの駅の設置促進	乳幼児を連れた保護者の方が安心して外出できるよう、公共施設等に授乳やおむつ替えができるスペース等の確保を促進する。	子育て支援課 （子育て総合センター）
⑤移動しやすい環境づくり	飯能市地域公共交通網形成計画に基づき、子どもや子育て家庭が移動しやすい環境づくりや、地域の実情に合わせた支え合いによる外出支援活動への情報提供などを行う。	交通政策室 地域・生活福祉課

第５章　教育・保育と地域子ども・子育て支援事業における見込量及び確保方策

1　圏域の設定

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業は、圏域を設定したうえで、圏域ごとに量の見込み（需要）を算出し、確保方策（確保の内容及び実施時期）を記載することとなっています。

本市では、幼稚園であれば通園バス、保育所であれば自家用車などの手段により、市内全域の施設等の利用が可能であることから、第 1 次計画（平成 27 年度～令和元年度）を踏襲し、市域全域を１つの圏域として確保の内容を計画します。

2　量の見込みにおける推計人口

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みの算出に当たって、基本となる本市の子どもの推計人口については、住民基本台帳に登載されている人数を基に、コーホート要因法※を用いて次の表のとおり推計しました。

■市全体　　各年度４月１日現在、単位：人

年齢	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
0 歳	459	435	423	413	405
1 歳	513	493	467	455	443
2 歳	540	537	515	488	475
3 歳	513	553	550	528	501
4 歳	578	519	559	555	533
5 歳	537	583	523	563	559
小計	3,140	3,120	3,037	3,002	2,916
6 歳	587	549	596	534	576
7 歳	546	595	557	604	541
8 歳	562	545	593	555	602
9 歳	656	574	557	606	568
10 歳	636	664	581	564	614
11 歳	561	632	660	578	560
小計	3,548	3,559	3,544	3,441	3,461
合計	6,688	6,679	6,581	6,443	6,377

※　「コーホート要因法」とは、年齢別人口の加齢にともなって生ずる年々の変化をその要因（出生、死亡、転入及び転出）ごとに計算して将来の人口を求める方法のこと。

3　教育・保育における量の見込みと確保の方策

(1) 教育・保育の認定について

「子ども・子育て支援法」では、保護者からの申請を受けた市町村が客観的基準に基づき、保育の必要性を認定したうえで、利用に対する給付を行う仕組みとなっています。

認定は次の 1～3 号の区分で行われます。

認定区分※		子の年齢	保育の必要性※	施設等	利用時間※
教育標準時間認定	1 号	3～5 歳	なし	幼稚園、認定こども園	教育標準時間
保育認定	2 号	3～5 歳	あり	保育所（園)、認定こども園	保育標準時間 保育短時間
	3 号	0～2 歳	あり	保育所（園)、認定こども園、地域型保育事業	保育標準時間 保育短時間

※表中「認定区分」について

1 号認定子ども…満 3 歳以上の幼児教育のみの就学前の子ども
（保育を必要としない子ども）

2 号認定子ども…満 3 歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども
（保育を必要とする子ども）

3 号認定子ども…満 3 歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども
（保育を必要とする子ども）

※表中「保育の必要性」について

保育の必要性は保護者の労働、疾病等により家庭において必要な保育を受けることが困難である場合に認定されます。本市では、保育の必要性に係る就労時間の下限を 1 か月当たり 64 時間としています。

※表中「利用時間」について

教育標準時間…1 日 4 時間の幼児教育

保育標準時間…1 日最大 11 時間の保育（主にフルタイムの就労を想定）

保育短時間…1 日最大 8 時間の保育（主にパートタイムの就労を想定）

（2）幼稚園、認定こども園（教育標準時間利用）による確保の内容と実施時期

【事業の概要】

幼稚園及び認定こども園の教育標準時間を利用する対象は、基本的に１号認定の子どもになります。

令和２年度の量の見込みは 831 人で、以降利用者数はほぼ横ばいで推移すると見込まれます。

【市の状況及び確保方策】

各年度とも、量の見込みに対して確保の量は充足しています。

新制度に移行していない私立幼稚園が、新制度の幼稚園又は認定こども園に移行することも考えられるため、幼稚園の意向等も踏まえながら、必要に応じて利用定員の設定や調整の検討を行っていきます。

■3～5 歳児（1 号認定）　　単位：人（実人数）

区　分	実績値	計　画　値				
	平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	853	831	853	849	865	844
②確保の内容	1,375	1,210	1,210	1,120	1,120	1,059
特定教育・保育施設	235	310	310	460	460	399
新制度に移行しない幼稚園	1,140	900	900	660	660	660
確保の内容と量の見込みの差（②―①）	522	379	357	271	255	215

(3) 保育所（園)、認定こども園（保育時間利用)、地域型保育事業等による確保の内容と実施時期

【事業の概要】

「保育の必要な事由」に該当し、保育所等での保育を希望される場合で、保育所(園)、認定こども園及び地域型保育事業を利用する対象者は２号認定又は３号認定となります。

このうち、２号認定は子どもが満３歳以上で、保育所（園）又は認定こども園の利用対象者となります。

３号認定は、子どもが満３歳未満（0 歳及び１・２歳）で、保育所（園)、認定こども園のほか地域型保育事業の利用対象者となります。

国は、令和 2 年度末までに女性の就業率 80%に対応できるだけの保育環境の整備を目指しています。平成 30 年度に実施したアンケート調査によると本市の女性の就業率は約 70%で、今後とも高まることが予測され、２号認定、３号認定ともに利用者数は若干増加するものと見込まれます。

【市の状況及び確保方策】

平成 31 年４月１日時点の保育施設は 17 施設（分園も１施設とする。）で、市街地※に 15 施設、山間地域に２施設となっています。市内の保育施設を利用している本市の児童の約 92%は、市街地の保育施設に通っています。

また、山間地域に居住し、市内の保育施設を利用している児童の約 37%は、市街地の保育施設に通っている状況です。

0～2 歳児の保育利用希望者に対する定員枠は、市街地の施設では不足しており、山間地域の施設ではほぼ確保できています。

3～5 歳児の保育利用希望者に対する定員枠は、市街地、山間地域共に確保できている状況です。

本市では平成 31 年４月１日時点で９人の待機児童※が生じており、特に 0～2 歳児が多い状況です。待機児童の解消に向けて、保育所（園）や認定こども園、地域型保育事業等の整備を行うとともに、幼稚園における２歳児の預かり保育事業（一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ））を促進します。

※ この計画では、市内全域を山間地域と市街地に分けており、山間地域とは南高麗、吾野、東吾野、原市場、名栗の各地区、市街地とは山間地域以外の地域のこと。
※ 「待機児童」とは、この計画では入所申込みをした者から入所児童及び特定の保育所（園）等を希望するなど特段の事由がある者等を除いた者のこと。

■０歳児（３号認定）　　単位：人（実人数）

区　分	実績値	計　画　値				
	平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	79	92	92	94	95	98
②確保の内容	83	95	95	95	95	98
特定教育・保育施設	83	92	92	92	92	95
地域型保育事業	0	0	0	0	0	0
認可外保育施設	0	0	0	0	0	0
企業主導型保育施設の地域枠	0	3	3	3	3	3
確保の内容と量の見込みの差（②―①）	4	3	3	1	0	0

■１・２歳児（３号認定）　　単位：人（実人数）

区　分	実績値	計　画　値				
	平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	479	486	501	501	503	512
②確保の内容	370	471	509	509	509	529
特定教育・保育施設	370	453	453	453	453	473
地域型保育事業	0	12	50	50	50	50
認可外保育施設	0	0	0	0	0	0
企業主導型保育施設の地域枠	0	6	6	6	6	6
確保の内容と量の見込みの差（②―①）	△109	△15	8	8	6	17

■３～5歳児（2号認定）　　単位：人（実人数）

区　分	実績値	計　画　値				
	平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	709	733	754	751	766	749
②確保の内容	801	792	792	822	822	822
特定教育・保育施設	801	792	792	822	822	822
地域型保育事業	-	-	-	-	-	-
認可外保育施設	0	0	0	0	0	0
企業主導型保育施設の地域枠	0	0	0	0	0	0
確保の内容と量の見込みの差（②―①）	92	59	38	71	56	73

４　地域子ども・子育て支援事業における量の見込みと確保の方策

（1）利用者支援事業

子育て中の親子や妊婦等が、身近な場所で教育・保育施設及び地域子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、情報の提供や支援の紹介を行うとともに、必要に応じて相談・助言、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

【現状】

平成 27 年度に子育て総合センターに基本型を 1 か所、平成 29 年度に保健センターに母子保健型を 1 か所開設し、計 2 か所で事業を行っています。

【方策】

現在の体制で事業を継続していきます。

単位：か所

区　分	実績値	計　画　値				
	平成 30 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み	2	2	2	2	2	2
確保の内容	2	2	2	2	2	2

（子育て支援課、健康づくり支援課）

（2）延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日において、保育所（園）及び認定こども園で利用時間を延長して保育を行う事業です。

【現状】

平成 30 年度末現在、公立保育所 3 か所、私立保育園 5 園で実施しています。フルタイムで就労する保護者の増加等によって、一定の利用者数が見込まれます。

【方策】

量の見込みに対して、確保の量は満たしていますので、現在の体制を維持していきます。

単位：人（実人数）

区　分	実績値	計　画　値				
	平成 30 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み	329	346	359	365	376	380
確保の内容	329	346	359	365	376	380

（保育課）

（3）放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

小学校に就学している児童の保護者が就労等により昼間家庭にいない場合、放課後、学校休業日及び長期休暇に、家庭に代わって適切な遊び及び生活の場を提供し、児童の健全な育成を図る事業です。

【現状】

令和元年 10 月時点で、すべての小学校区（12 校区）に設置されています。複数の児童クラブが設置されている小学校区もあり、児童クラブ数は 19 となっています。就労する保護者の増加等に伴い、令和 4 年度までは利用者数は増加し、令和 5 年度以降はほぼ横ばいで推移するものと見込まれます。

【方策】

量の見込みの増加に対応するため、新たな児童クラブの設置や既存の児童クラブの分割により受け入れ体制の強化を図ります。

市全体（全 12 校区）　　単位：人（実人数）

区　分	実績値	計　画　値				
	平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	793	903	914	941	935	944
②確保の内容	855	982	1,042	1,127	1,127	1,147
確保の内容と量の見込みの差（②―①）	62	79	128	186	192	203

（保育課）

〔学校区ごとの内訳〕　　単位：人（実人数）

区　分		実績値	計　画　値				
		平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
飯能第一小学校区	①量の見込み	137	173	176	183	181	182
	②確保の内容	117	170	170	210	210	210
	差（②―①）	△20	△3	△6	27	29	28
飯能第二小学校区	①量の見込み	23	13	12	9	8	8
	②確保の内容	24	24	24	24	24	24
	差（②―①）	1	11	12	15	16	16
南高麗小学校区	①量の見込み	25	27	20	21	16	14
	②確保の内容	89	51	51	51	51	51
	差（②―①）	64	24	31	30	35	37
加治小学校区	①量の見込み	137	142	144	146	148	145
	②確保の内容	137	103	148	148	148	148
	差（②―①）	0	△39	4	2	0	3
精明小学校区	①量の見込み	9	17	20	20	18	19
	②確保の内容	19	19	19	19	19	19
	差（②―①）	10	2	△1	△1	1	0

区　分		実績値	計　画　値				
		平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
原市場小学校区	①量の見込み	65	68	60	57	52	51
	②確保の内容	88	115	115	115	115	115
	差（②―①）	23	47	55	58	63	64
富士見小学校区	①量の見込み	103	119	122	131	134	134
	②確保の内容	81	121	136	136	136	136
	差（②―①）	△22	2	14	5	2	2
加治東小学校区	①量の見込み	53	52	52	54	57	60
	②確保の内容	42	52	52	52	52	72
	差（②―①）	△11	0	0	△2	△5	12
双柳小学校区	①量の見込み	86	97	104	104	105	113
	②確保の内容	71	113	113	113	113	113
	差（②―①）	△15	16	9	9	8	0
美杉台小学校区	①量の見込み	121	154	166	177	180	189
	②確保の内容	125	150	150	195	195	195
	差（②―①）	4	△4	△16	18	15	6
奥武蔵小学校区	①量の見込み	24	31	29	31	28	22
	②確保の内容	35	40	40	40	40	40
	差（②―①）	11	9	11	9	12	18
名栗小学校区	①量の見込み	10	10	9	8	8	7
	②確保の内容	27	24	24	24	24	24
	差（②―①）	17	14	15	16	16	17

※奥武蔵小学校区の実績値は旧吾野小学校放課後児童クラブの実績　　（保育課）

（4）子育て短期支援事業

短期入所生活援護事業（ショートステイ事業）は、保護者の疾病等の理由により、家庭において一時的に児童を養育することが困難となった場合に、児童養護施設等で短期間、必要な保護を行う事業です。

【現状】

本市では、ショートステイ事業について、2歳以上児を対象に実施しています。

【方策】

現状の体制で量の見込みは満たしていますが、今後は2歳未満児の事業実施について検討していきます。

単位：人日（年間延べ利用者数）

区　分	実績値	計　画　値				
	平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	10	21	21	20	20	20
確保の内容	10	21	21	20	20	20

（子育て支援課）

(5) 乳児家庭全戸訪問事業

生後 4 か月までの乳児がいるすべての家庭に対して、助産師等が家庭訪問し、乳児の発育発達状況、母親の心身の様子及び育児環境を把握するとともに、地域の保健サービス等の情報提供を行う事業です。

【現状】

保護者の育児不安や負担の軽減及び育児に関する情報提供を行うため、早期の訪問、支援を行っています。

【方策】

生後４か月までの乳児がいるすべての家庭に対して､訪問を実施していきます。

単位：人日（年間延べ人数）

区　分	実績値	計　画　値				
	平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	401	473	449	436	426	418
確保の内容	479	473	449	436	426	418

（健康づくり支援課）

(6) 養育支援訪問事業その他要保護児童等に対する支援に資する事業

養育支援訪問事業は、養育支援が特に必要な家庭に助産師、保育士及びホームヘルパーが訪問し、養育に関する指導、助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

また、その他要保護児童等に対する支援に資する事業として、要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）を運営し、支援が必要な家庭への訪問等を関係機関及び関係団体で行っています。

【現状】

養育支援訪問事業は、相談事業の一環として行っていることから、横ばいで推移するものと見込まれます。

要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）は、年間を通じて会議を開催し、様々な機関との連携した支援の充実を図っています。核家族化や家庭環境の多様化等により、支援が必要な児童の増加に対応するため、家庭児童相談室による相談支援と併せ、保育所や小学校などの集団所属先での見守りや地域子育て支援拠点など多様な相談機関により支援しています。

【方策】

相談体制の充実を図りながら、養育支援が特に必要な家庭に対し、養育支援訪問事業を実施します。

要保護児童対策地域協議会及び家庭児童相談室に設置する子ども家庭総合支援拠点を軸に、支援を必要とする子どもや家庭に寄り添うため、多機関の連携による見守りの充実を図るとともに、よりリスクの高い事案への判断を適切に行い、対応の充実を図ります。

■養育支援訪問事業　　単位：人（実人数）

区　分	実績値	計　画　値				
	平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	0	2	2	2	2	2
確保の内容	0	2	2	2	2	2

（子育て支援課）

■要保護児童等に対する支援に資する事業　　単位：人（実人数）

区　分	実績値	計　画　値				
	平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	114	105	105	105	105	105
確保の内容	114	※要保護児童対策地域協議会による支援の実施				

※量の見込みは要保護児童対策地域協議会取扱い児童数　　（子育て支援課）

(7) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互に交流する場所を設置し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の支援を行う事業です。子育て中の親子が気軽に立ち寄り、交流できる地域子育て支援拠点において、相談や子育てに関する情報の提供により、子育てに対する不安の解消や負担感を軽減するなど、地域の子育て支援機能の充実を図るものです。

【現状】

市内６か所で実施しており、幼稚園、保育所（園）等に入園（所）する前の乳幼児及びその保護者が主に利用しています。

【方策】

設置箇所数は利用者の見込みに対して確保されているため、現在の体制を維持していくとともに、新たな設置の必要性の検討を行います。

単位：人日（年間延べ利用者数）

区　分	実績値	計　画　値				
	平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	40,779	41,126	40,844	40,127	39,649	39,584
確保の内容	40,779	41,126	40,844	40,127	39,649	39,584
確保の内容（か所）	6	6	6	6	6	6

（子育て支援課）

(8) 一時預かり事業

1 号認定として認定こども園を利用している幼児のうち、標準的な教育時間を超えて幼児を預かる事業と、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、子育て中の保護者のリフレッシュなどにより保育所（園）で一時的に乳幼児を預かり、必要な保育を行う事業です。

【現状】

現在、1 号認定として認定こども園 1 園、その他の一時預かりとして公立保育所 1 か所、私立保育園 3 園のほか、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）で実施しています。

【方策】

利用者の増加が見込まれることから、事業を実施する施設の増加や拡充を図ります。

①認定こども園（1 号認定）における預かり（在園児の預かり保育）

単位：人日（年間延べ利用者数）

区　分	実績値	計　画　値				
	平成 30 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み	6,902	9,660	9,660	15,410	15,410	13,110
確保の内容	6,902	9,660	9,660	15,410	15,410	13,110
確保の内容（か所）	1	2	3	3	3	3

（保育課）

②その他の事業における預かり（保育所（園）の一時預かり、ファミリー・サポート・センター／乳幼児）

単位：人日（年間延べ利用者数）

区　分	実績値	計　画　値				
	平成 30 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み	6,102	6,909	7,791	8,526	9,261	9,849
確保の内容	6,635	7,835	7,835	9,323	10,811	10,811
保育所（園）	6,240	7,440	7,440	8,928	10,416	10,416
ファミリー・サポート・センター	395	395	395	395	395	395

（保育課、子育て支援課）

(9) 病児・病後児保育事業

病児保育とは、保育所等に通っている児童が病気やケガ等で、集団保育が困難な時期に、専門施設において一時的に保育を行う事業です。病後児保育とは、保育所等に通っている児童が病気やケガ等から回復期にある時期に、専門施設等において一時的に保育を行う事業です。

【現状】

現在は、病後児保育を私立保育園１園で実施していますが、利用実績はありません。

【方策】

アンケート調査の結果などから、潜在的な需要が存在するものと考えられます。そのため、病後児保育の周知を図るとともに、多様な形態による病児保育の必要性を検討します。

病児保育は看護師の配置など設置にかかる基準を満たすことが難しく、医療機関等との協議や派遣型サービスなど様々な仕組みづくりの検討を進めます。

単位：人日（年間延べ利用者数）

区　分	実績値	計　画　値				
	平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	0	617	614	600	591	578
確保の内容	1,152	1,152	1,152	1,152	1,152	1,152

（保育課）

(10) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター／就学児童）

子育て援助活動支援事業は、就学児童の預かり等の援助を受けたい方（依頼会員）と援助を行いたい方（提供会員）との相互援助活動に関する連絡調整を実施する事業です。

未就学児に対する子育て援助活動支援事業については、(8) の一時預かり事業に記載していますので、この項目では就学児童に対する子育て援助活動支援事業について記載します。

【現状】

本市では、ファミリー・サポート・センター1 か所で送迎や預かりを実施しています。

【方策】

量の見込みに対して確保の量は満たしていますので、現在の体制を維持していきます。

単位：人日（年間延べ利用者数）

区　分	実績値	計　画　値				
	平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	1,158	1,171	1,210	1,240	1,239	1,281
確保の内容	1,158	1,171	1,210	1,240	1,239	1,281

（子育て支援課）

（11）妊婦健康診査事業

妊婦と胎児の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査、計測及び保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

【現状】

本市では、妊婦に対して国が示している望ましい 14 回の健康診査と基本的な検査を公費負担しています。

【方策】

妊婦健康診査については、医療機関と連携しながら、早期の妊娠届出による母体の健康保持と保健指導等の適切な支援を実施していきます。

単位：回（年間延べ回数）

区　分	実績値	計　画　値				
	平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	5,529	5,525	5,236	5,091	4,971	4,875
確保の内容	実施場所：医療機関（助産所含む）					

（健康づくり支援課）

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他必要な物品の購入等に要する費用又は副食費を助成する事業です。

【現状】

幼稚園、認定こども園及び保育所（園）等で実施しています。令和元年 10 月の幼児教育・保育の無償化にともない、対象者数は増加しました。

【方策】

需要の動向を見極めながら、事業を実施していきます。

単位：人（実人数）

区　分	実績値	計　画　値				
	平成 30 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み	17	135	134	130	129	125
確保の内容	17	135	134	130	129	125

（保育課）

(13) 多様な主体が新制度に参入することを促進するための事業

認定こども園、保育園及び地域子ども・子育て支援事業へ新規に参入する事業者に対し、巡回支援等を行う事業です。

現在の体制を維持しながら、多様な主体による新制度への参入を促進します。

（保育課）

第６章　計画推進のために

1　計画の進行管理

本計画を総合的に推進するため、学識経験者及び知識経験者からなる「飯能市児童福祉審議会」において、子ども・子育て支援の施策、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業について、次のとおり点検・評価を行い、計画の推進にあたり市民の意見を反映させます。

①計画における施策の進捗状況の把握 ②施策を推進する上での課題の検討 ③計画の推進に向けた提案（計画の見直し等の提案）

計画の進行管理については、計画 Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（点検）→ Action（見直し）のＰＤＣＡサイクルを用いて、業務を継続的に改善していきます。

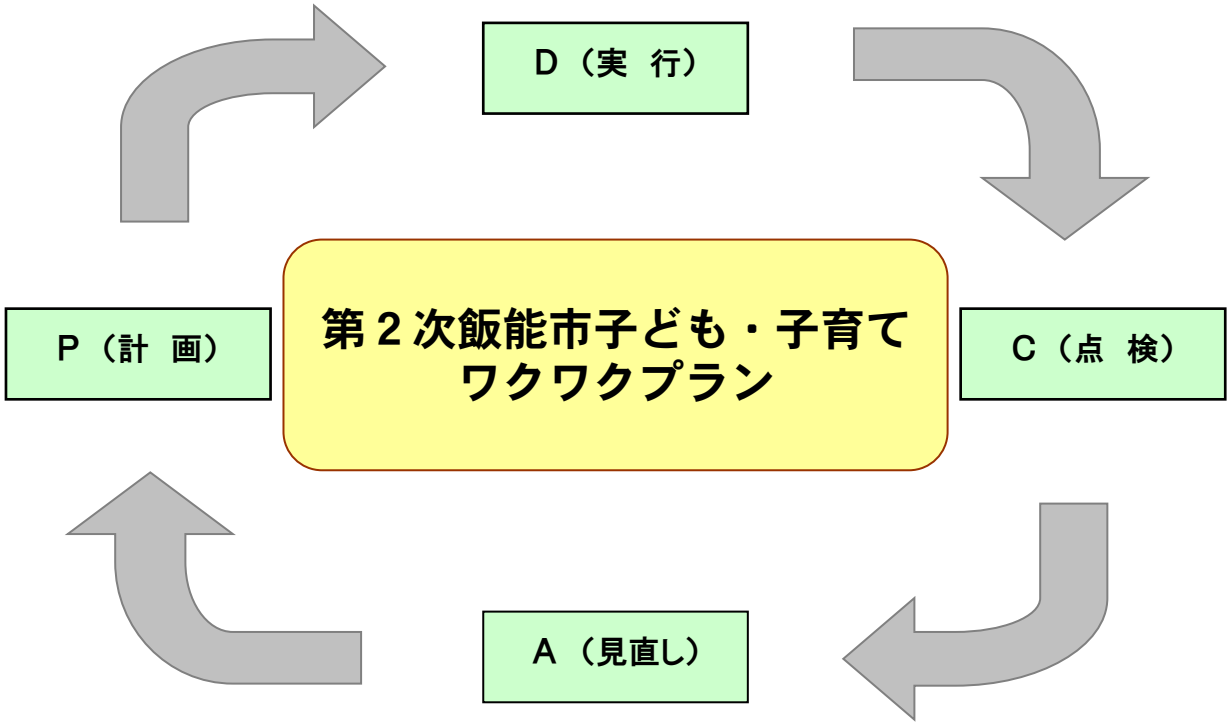

２　国や県及び関係機関等との連携

本計画の施策は、国や県の計画や制度等と深く関わっていることから、国や県との連携を図りながら、効率的かつ効果的に事業を推進していきます。

また、近隣自治体や児童相談所、保健所、警察、教育機関等の関係機関とともに、子育て支援に関わる関係団体や市民団体との連携を図り、計画を円滑に推進していきます。

資 料 編

資料１　主な根拠法

１　子ども・子育て支援法（抄）

平成２４年８月２２日法律第６５号
最終改正　令和元年５月１７日法律第７号

第１章　総則

（目的）

第１条　この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第２条　子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない。

２　子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものであり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮されたものでなければならない。

３　子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援は、地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。

（市町村等の責務）

第３条　市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、この法律の実施に関し、次に掲げる責務を有する。

(1)　子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、子ども及びその保護者に必要な子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画的に行うこと。

(2)　子ども及びその保護者が、確実に子ども・子育て支援給付を受け、及び地域子ども・子育て支援事業その他の子ども・子育て支援を円滑に利用するために必要な援助を行うとともに、関係機関との連絡調整その他の便宜の提供を行うこと。

(3)　子ども及びその保護者が置かれている環境に応じて、子どもの保護者の選択に基づき、多様な施設又は事業者から、良質かつ適切な教育及び保育その他の子ども・子育て支援が総合的かつ効率的に提供されるよう、その提供体制を確保すること。

２　都道府県は、市町村が行う子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業が適正かつ円滑に行われるよう、市町村に対する必要な助言及び適切な援助を行うとともに、子ども・子育て支援のうち、特に専門性の高い施策及び各市町村の区域を超えた広域的な対応が必要な施策を講じなければならない。

３　国は、市町村が行う子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業その他この法律に基づく業務が適正かつ円滑に行われるよう、市町村及び都道府県と相互に連携を図りながら、子ども・子育て支援の提供体制の確保に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない。

（事業主の責務）
第４条　事業主は、その雇用する労働者に係る多様な労働条件の整備その他の労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備を行うことにより当該労働者の子育ての支援に努めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる子ども・子育て支援に協力しなければならない。
（国民の責務）
第５条　国民は、子ども・子育て支援の重要性に対する関心と理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる子ども・子育て支援に協力しなければならない。
（定義）
第６条　この法律において「子ども」とは、１８歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある者をいい、「小学校就学前子ども」とは、子どものうち小学校就学の始期に達するまでの者をいう。
２　この法律において「保護者」とは、親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護する者をいう。

第５章　子ども・子育て支援事業計画

（基本指針）
第６０条　内閣総理大臣は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制を整備し、子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施の確保その他子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。
２　基本指針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。
(1)　子ども・子育て支援の意義並びに子どものための教育・保育給付に係る教育・保育を一体的に提供する体制その他の教育・保育を提供する体制の確保、子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の実施に関する基本的事項
(2)　次条第１項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画において教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを定めるに当たって参酌すべき標準その他当該市町村子ども・子育て支援事業計画及び第６２条第１項に規定する都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の作成に関する事項
(3)　児童福祉法その他の関係法律による専門的な知識及び技術を必要とする児童の福祉増進のための施策との連携に関する事項
(4)　労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項
(5)　前各号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施の確保その他子ども・子育て支援のための施策の総合的な推進のために必要な事項
３　内閣総理大臣は、基本指針を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、文部科学大臣、厚生労働大臣その他の関係行政機関の長に協議するとともに、第７２条に規定する子ども・子育て会議の意見を聴かなければならない。
４　内閣総理大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
（市町村子ども・子育て支援事業計画）
第６１条　市町村は、基本指針に即して、５年を１期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計

画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

2　市町村子ども・子育て支援事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1)　市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域（以下「教育・保育提供区域」という。）ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数（第１９条第１項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとの必要利用定員総数とする。）、特定地域型保育事業所（事業所内保育事業所における労働者等の監護する小学校就学前子どもに係る部分を除く。）に係る必要利用定員総数（同項第３号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）その他の教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

(2)　教育・保育提供区域ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期

(3)　子どものための教育・保育給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

(4)　子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容

3　市町村子ども・子育て支援事業計画においては、前項各号に規定するもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

(1)　産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保に関する事項

(2)　保護を要する子どもの養育環境の整備、児童福祉法第４条第２項に規定する障害児に対して行われる保護並びに日常生活上の指導及び知識技能の付与その他の子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項

(3)　労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項

4　市町村子ども・子育て支援事業計画は、教育・保育提供区域における子どもの数、子どもの保護者の特定教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の利用に関する意向その他の事情を勘案して作成されなければならない。

5　市町村は、教育・保育提供区域における子ども及びその保護者の置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村子ども・子育て支援事業計画を作成するよう努めるものとする。

6　市町村子ども・子育て支援事業計画は、社会福祉法第１０７条第１項に規定する市町村地域福祉計画、教育基本法第１７条第２項の規定により市町村が定める教育の振興のための施策に関する基本的な計画（次条第４項において「教育振興基本計画」という。）その他の法律の規定による計画であって子どもの福祉又は教育に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

7　市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、第７７条第１項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

8　市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、インターネットの利用その他の内閣府令で定める方法により広く住民の意見を求めることその他の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努める

ものとする。
9　市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県に協議しなければならない。
１０　市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。

第７章　子ども・子育て会議等

（設置）
第７２条　内閣府に、子ども・子育て会議（以下この章において「会議」という。）を置く。
（権限）
第７３条　会議は、この法律又は他の法律によりその権限に属させられた事項を処理するほか、内閣総理大臣の諮問に応じ、この法律の施行に関する重要事項を調査審議する。
２　会議は、前項に規定する重要事項に関し内閣総理大臣その他の関係各大臣に意見を述べることができる。
３　会議は、この法律に基づく施策の実施状況を調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣その他の関係各大臣に意見を述べることができる。
（会議の組織及び運営）
第７４条　会議は、委員２５人以内で組織する。
２　会議の委員は、子どもの保護者、都道府県知事、市町村長、事業主を代表する者、労働者を代表する者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者及び子ども・子育て支援に関し学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。
３　委員は、非常勤とする。
（資料提出の要求等）
第７５条　会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。
２　会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。
（政令への委任）
第７６条　第７２条から前条までに定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。
（市町村等における合議制の機関）
第７７条　市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。
(1)　特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、第３１条第２項に規定する事項を処理すること。
(2)　特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、第４３条第３項に規定する事項を処理すること。
(3)　市町村子ども・子育て支援事業計画に関し、第６１条第７項に規定する事項を処理すること。
(4)　当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。
２　前項の合議制の機関は、同項各号に掲げる事務を処理するに当たっては、地域の子ども及び子育て家庭の実情を十分に踏まえなければならない。
３　前２項に定めるもののほか、第１項の合議制の機関の組織及び運営に関し必要な事項

は、市町村の条例で定める。

4　都道府県は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

(1)　都道府県子ども・子育て支援事業支援計画に関し、第６２条第５項に規定する事項を処理すること。

(2)　当該都道府県における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

5　第２項及び第３項の規定は、前項の規定により都道府県に合議制の機関が置かれた場合に準用する。

2　次世代育成支援対策推進法（抄）

平成１５年７月１６日法律第１２０号
最終改正　平成２９年３月３１日法律第１４号

第１章　総則

（目的）

第１条　この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化にかんがみ、次世代育成支援対策に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業主及び国民の責務を明らかにするとともに、行動計画策定指針並びに地方公共団体及び事業主の行動計画の策定その他の次世代育成支援対策を推進するために必要な事項を定めることにより、次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進し、もって次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資することを目的とする。

（定義）

第２条　この法律において「次世代育成支援対策」とは、次代の社会を担う子どもを育成し、又は育成しようとする家庭に対する支援その他の次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備のための国若しくは地方公共団体が講ずる施策又は事業主が行う雇用環境の整備その他の取組をいう。

（基本理念）

第３条　次世代育成支援対策は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭その他の場において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるように配慮して行われなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第４条　国及び地方公共団体は、前条の基本理念（次条及び第７条第１項において「基本理念」という。）にのっとり、相互に連携を図りながら、次世代育成支援対策を総合的かつ効果的に推進するよう努めなければならない。

（事業主の責務）

第５条　事業主は、基本理念にのっとり、その雇用する労働者に係る多様な労働条件の整備その他の労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備を行うことにより自ら次世代育成支援対策を実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる次世代育成支援対策に協力しなければならない。

（国民の責務）

第６条　国民は、次世代育成支援対策の重要性に対する関心と理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる次世代育成支援対策に協力しなければならない。

第２章　行動計画

第１節　行動計画策定指針

第７条　主務大臣は、次世代育成支援対策の総合的かつ効果的な推進を図るため、基本理念にのっとり、次条第１項の市町村行動計画及び第９条第１項の都道府県行動計画並びに第１２条第１項の一般事業主行動計画及び第１９条第１項の特定事業主行動計画（次項において「市町村行動計画等」という。）の策定に関する指針（以下「行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

２　行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、市町村行動計画等の指針となるべきものを定めるものとする。

(1)　次世代育成支援対策の実施に関する基本的な事項
(2)　次世代育成支援対策の内容に関する事項
(3)　その他次世代育成支援対策の実施に関する重要事項

3　主務大臣は、少子化の動向、子どもを取り巻く環境の変化その他の事情を勘案して必要があると認めるときは、速やかに行動計画策定指針を変更するものとする。

4　主務大臣は、行動計画策定指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、子ども・子育て支援法（平成２４年法律第６５号）第７２条に規定する子ども・子育て会議の意見を聴くとともに、次条第１項の市町村行動計画及び第９条第１項の都道府県行動計画に係る部分について総務大臣に協議しなければならない。

5　主務大臣は、行動計画策定指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第２節　市町村行動計画及び都道府県行動計画

（市町村行動計画）

第８条　市町村は、行動計画策定指針に即して、５年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、５年を１期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定することができる。

2　市町村行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
(1)　次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標
(2)　実施しようとする次世代育成支援対策の内容及びその実施時期

3　市町村は、市町村行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

4　市町村は、市町村行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、事業主、労働者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

5　市町村は、市町村行動計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるとともに、都道府県に提出しなければならない。

6　市町村は、市町村行動計画を策定したときは、おおむね１年に１回、市町村行動計画に基づく措置の実施の状況を公表するよう努めるものとする。

7　市町村は、市町村行動計画を策定したときは、定期的に、市町村行動計画に基づく措置の実施の状況に関する評価を行い、市町村行動計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更することその他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

8　市町村は、市町村行動計画の策定及び市町村行動計画に基づく措置の実施に関して特に必要があると認めるときは、事業主その他の関係者に対して調査を実施するため必要な協力を求めることができる。

資料２　策定体制

１　児童福祉審議会

飯能市児童福祉審議会条例

平成１５年３月２８日
条例第７号

（設置）
第１条　児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第８条第３項及び子ども・子育て支援法（平成２４年法律第６５号）第７７条第１項の規定に基づき、飯能市児童福祉審議会（以下「審議会」という。）を置く。
（平１６条例５４・平２５条例２３・一部改正）
（所掌事務）
第２条　審議会の所掌事務は、次のとおりとする。
（１）　市長の諮問に応じ、児童の健やかな育成及び子育て支援に関する基本的事項を調査審議すること。
（２）　子ども・子育て支援法第７７条第１項各号に掲げる事務を処理すること。
（平２５条例２３・全改）
（組織）
第３条　審議会は、委員１０人以内をもって組織する。
２　委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。
（１）　学識経験者
（２）　知識経験者
（平２４条例２２・一部改正）
（任期）
第４条　委員の任期は、２年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
２　委員は、再任されることができる。
（会長）
第５条　審議会に会長を置き、委員の互選により定める。
２　会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
３　会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。
（会議）
第６条　審議会は、会長が招集し、会議の議長となる。
２　審議会は、委員の２分の１以上が出席しなければ会議を開くことができない。
３　審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
（意見の聴取等）
第７条　審議会は、審議のため必要があると認めるときは、関係者に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。
（庶務）
第８条　審議会の庶務は、健康福祉部子育て支援課において処理する。

（平１６条例１１・平２６条例４２・平２７条例３１・一部改正）

（委任）

第９条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成１５年４月１日から施行する。

（飯能市保育所入所児童選考委員会条例の廃止）

２　飯能市保育所入所児童選考委員会条例（昭和５０年条例第９号）は、廃止する。

（飯能市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

３　飯能市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和４４年条例第８号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附　則（平成１６年条例第１１号）

この条例は、平成１６年４月１日から施行する。

附　則（平成１６年条例第５４号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成２４年条例第２２号）

（施行期日）

１　この条例は、平成２５年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行の際現に改正前のそれぞれの条例の規定により任命されている委員は、その任期満了の日までは、改正後のそれぞれの条例の規定により任命された委員とみなす。

（飯能市児童福祉審議会条例の一部改正に伴う経過措置）

３　この条例の施行の日から前項の規定により改正後の飯能市児童福祉審議会条例（以下「改正後の条例」という。）の規定により任命された委員とみなされる者の任期満了の日までの間における改正後の条例第３条第１項の規定の適用については、同項中「１０人」とあるのは「１１人」とする。

附　則（平成２５年条例第２３号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成２６年条例第４２号）

この条例は、平成２７年４月１日から施行する。

附　則（平成２７年条例第３１号）

この条例は、平成２８年４月１日から施行する。

飯能市児童福祉審議会委員名簿

敬称略

No.	選出区分	フリガナ 氏　名	選出団体	備 考
1	1号委員 学識経験者	モリタ　アケミ 森田　明美	東洋大学社会学部教授	
2	2号委員 知識経験者	ニシカワ　タツオ 西川　達男	所沢児童相談所長	～平成31.3.31
		エンドウ　カズユキ 遠藤　和幸		平成31.4.1～
3		ホソダ　ヨリコ 細田　ヨリ子	飯能市民生委員児童委員協議会	会　長
4		ナガサオ　ミエコ 長棹　美枝子	飯能市私立幼稚園協会長	職務代理 ～令和2.1.31
		ニシムラ　ケイコ 西村　恵子		職務代理 令和2.2.1～
5		ワダ　サトミ 和田　里美	飯能市私立保育園協会長	～令和2.1.31
		スギタ　ナオキ 杉田　直樹		令和2.2.1～
6		タナカ　クミコ 田中　久美子	地域子育て支援拠点事業運営団体	
7		ミヤザキ　テツオ 宮崎　哲男	子ども・子育て支援事業運営団体	
8		コバヤシ　ヒロキ 小林　宏樹	連合埼玉西部第四地域協議会議長	
9		キムラ　リサ 木村　莉沙	飯能保育所及び園保護者会連合会	
10		タケウチ　アキヒロ 竹内　章浩	飯能市ＰＴＡ連合会	～令和1.5.23
		オギノ　エイスケ 荻野　英介		令和1.5.24～

選出団体から推薦された委員の任期は、平成30年2月1日から令和2年1月31日及び令和2年2月1日から2年間。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。(飯能市児童福祉審議会条例第4条)

2　飯能市子ども・子育て支援事業計画等策定庁内検討会議

飯能市子ども・子育て支援事業計画等策定庁内検討会議設置規程

平成３１年４月２４日訓令第１１号

（設置）

第１条　子ども・子育て支援法（平成２４年法律第６５号）第６１条第１項に規定する子ども・子育て支援事業計画及び次世代育成支援対策推進法（平成１５年法律第１２０号）第８条第１項に規定する行動計画（以下「子ども・子育て支援事業計画等」という。）の原案を策定するため、飯能市子ども・子育て支援事業計画等策定庁内検討会議（以下「検討会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第２条　検討会議は、次に掲げる事務を行う。

⑴　子ども・子育て支援事業計画等の原案の策定に関すること。

⑵　その他子ども・子育て支援事業計画等の原案の策定に必要な事項に関すること。

（組織）

第３条　検討会議は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

２　委員長には健康福祉部長を、副委員長には委員長が指名する委員をもって充てる。

３　委員は、次に掲げる職にある者をもって充てる。

企画部長　市民生活部長　学校教育部長　地方創生推進室長　企画調整課長　職員課長　財政課長　地域活動支援課長　産業振興課長　地域・生活福祉課長　障害者福祉課長　保育課長　保育運営担当課長　健康づくり支援課長　道路公園課長　教育総務課長　学校教育課長　教育センター所長　生涯学習課長

（委員長及び副委員長）

第４条　委員長は、検討会議を代表し、会務を総理する。

２　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第５条　検討会議は、委員長が招集し、会議の議長となる。

２　検討会議は、必要があると認めるときは、関係職員を会議に出席させることができる。

（作業部会）

第６条　検討会議に、検討会議の目的達成に必要な事項について調査研究等を行うため、作業部会を置くことができる。

２　作業部会の組織及び運営については、委員長が定める。

（庶務）

第７条　検討会議の庶務は、健康福祉部子育て支援課において処理する。

（その他）

第８条　この訓令に定めるもののほか必要な事項は、委員長が定める。

附　則

この訓令は、公布の日から施行する。

飯能市子ども・子育て支援事業計画等策定庁内検討会議　委員名簿

敬称略

No.	職　　名	氏　　名	備　考
1	企画部長	新井　洋一郎	
2	地方創生推進室長兼企画調整課長	関根　浩司	
3	職員課長	金子　智彦	
4	財政課長	奥　孝明	
5	市民生活部長	町田　守弘	
6	市民生活部参事兼地域活動支援課長	清水　直子	
7	産業振興課長	内沼　和彦	
8	健康福祉部長	田中　雅夫	委員長
9	地域・生活福祉課長	中村　孝一	
10	障害者福祉課長兼つぼみ園長	安藤　礼子	
11	健康福祉部参事兼保育課長	根岸　隆	
12	保育課保育運営担当課長	井竹　信喜	
13	健康づくり支援課長	浅見　礼子	
14	建設部参事兼道路公園課長	的板　幹雄	
15	学校教育部長	平野　功	副委員長
16	教育総務課長	川村　信幸	
17	学校教育課長兼教育センター所長	中井　健一	
18	生涯学習課長	嶋田　一幸	

3　飯能市子ども・子育て支援事業計画等策定庁内検討会議作業部会

飯能市子ども・子育て支援事業計画等策定庁内検討会議作業部会設置内規

平成３１年４月２５日　健康福祉部長決裁

（設置）

第１条　飯能市子ども・子育て支援事業計画等策定庁内検討会議設置規程第６条第１項の規定に基づき作業部会を設置する。

（組織）

第２条　作業部会の構成は、別表１のとおりとする。

２　作業部会は、部会長、副部会長及び部会員で組織する。

３　部会長、副部会長及び部会員は、飯能市子ども・子育て支援事業計画等策定庁内検討会議委員長（以下「委員長」という。）が指名する者をもって充てる。

４　部会長は、作業部会を総理し、これを代表する。

５　副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（所掌事務）

第３条　作業部会の所掌事務は、次のとおりとする。

⑴　飯能市子ども・子育て支援事業計画等に盛り込むべき内容の検討及び提案。

⑵　その他飯能市子ども・子育て支援事業計画等の策定に必要な事項に関すること。

（庶務）

第４条　作業部会の庶務は、健康福祉部子育て支援課において処理する。

（その他）

第５条　この内規に定めるもののほか必要な事項は、委員長が定める。

附　則

この内規は、決裁の日から施行する。

別表１（第２条関係）　　敬称略

所　属	職　名	氏　名	備　考
企画調整課	主幹	井上　実可	
地域活動支援課	主幹	紫藤　悦子	
産業振興課	主査	浅野　泰宏	
地域・生活福祉課	主査	加藤　美香	
障害者福祉課	主幹	山本　賢	
保育課	主幹	横川　尚子	
健康づくり支援課	主幹	宮﨑　健司	部会長
道路公園課	主査	佐藤　英樹	
学校教育課	指導主事	松尾　みのぶ	副部会長
生涯学習課	主幹	塩野　智巳	

資料３　諮問・答申

1　諮問

１飯子育発第７７７号
令和元年１１月２５日

飯能市児童福祉審議会
会長　細田　ヨリ子　様

飯能市長　大久保　　勝

第２次飯能市子ども・子育てワクワクプランについて（諮問）

子ども・子育て支援法及び次世代育成支援対策推進法に基づく飯能市子ども・子育てワクワクプランが令和元年度末をもって計画期間が終了となります。
つきましては、本市の次代を担う子ども及び子育て家庭への支援を総合的かつ計画的に推進していくため、令和２年度からの第２次飯能市子ども・子育てワクワクプランの策定にあたり、別紙素案に基づきご審議をいただきたく諮問いたします。

2　答申

令和元年１２月２０日

飯能市長　大久保　勝　様

飯能市児童福祉審議会　会長　細田　ヨリ子

第２次飯能市子ども・子育てワクワクプランについて（答申）

令和元年１１月２５日付け１飯子育発第７７７号で諮問のありました第２次飯能市子ども・子育てワクワクプランについて、審議した結果を別紙素案のとおり答申いたします。
なお、同計画の基本理念である「のびのびと子どもが育ち 心豊かな成長を喜びあえるまち はんのう」の実現に向け、多くの市民、関係団体等の参画と相互の連携を一層推進しながら、子ども・子育て支援施策を総合的かつ計画的に実施していただくようお願い申し上げます。

資料４　策定経過

〔平成 30 年度〕

月　日	内　　容
平成 30 年 7 月 20 日	第 1 回　飯能市児童福祉審議会（アンケート調査の実施について）
10 月 12 日	第 2 回　飯能市児童福祉審議会（アンケート調査の概要について）
10 月 29 日 ～12 月 7 日	アンケート調査の実施
平成 31 年 1 月 28 日	第 3 回　飯能市児童福祉審議会（アンケート調査の進捗状況報告）
3 月 13 日	第 4 回　飯能市児童福祉審議会（アンケート調査の結果報告）

〔令和元年度〕

月　日	内　　容
令和元年 5 月 29 日	第 1 回　飯能市子ども・子育て支援事業計画等策定庁内検討会議
6 月 4 日	第 1 回　飯能市子ども・子育て支援事業計画等策定庁内検討会議作業部会
7 月～8 月	小中学生ヒアリング
7 月～9 月	事業者等ヒアリング
7 月 31 日	第 1 回　飯能市児童福祉審議会（計画策定の概要について）
8 月 21 日	第 2 回　飯能市子ども・子育て支援事業計画等策定庁内検討会議作業部会
8 月 28 日	第 2 回　飯能市子ども・子育て支援事業計画等策定庁内検討会議
10 月 23 日	第 3 回　飯能市子ども・子育て支援事業計画等策定庁内検討会議作業部会
11 月 5 日	第 3 回　飯能市子ども・子育て支援事業計画等策定庁内検討会議
11 月 25 日	第 2 回　飯能市児童福祉審議会（計画案の諮問）
12 月 20 日	第 3 回　飯能市児童福祉審議会（計画案の答申）
令和 2 年 1 月 21 日	飯能市議会基本条例第 9 条第 2 項に関する協議
1 月 10 日 ～1 月 24 日	パブリックコメント（2 週間）
2 月 4 日	第 4 回　飯能市児童福祉審議会（パブリックコメントの報告）

第２次飯能市子ども・子育てワクワクプラン

令和２年３月

発　行　飯能市

編　集　飯能市健康福祉部子育て支援課・保育課
所 在 地　〒357-8501　埼玉県飯能市大字双柳１番地の１
電　　話　042-973-2111（代）
ファクス　042-973-2120
メ ー ル　jido@city.hanno.lg.jp
ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ　https://www.city.hanno.lg.jp/

本書のイラストについては転載をご遠慮ください。イラスト提供：イラストレーターおたまるこさん

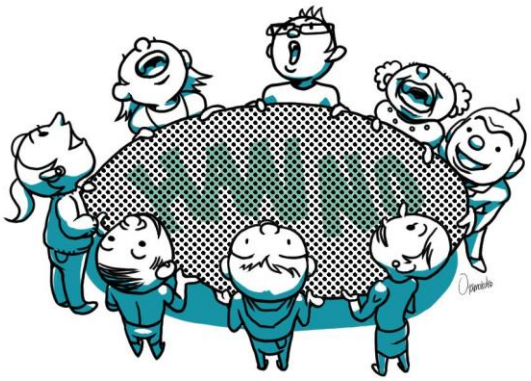

第２次飯能市子ども・子育てワクワクプラン